

参議院地方行政委員会會議録第十号

(一七三)

昭和三十五年三月十七日(木曜日)午前
十時五十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 新谷寅三郎君
理事 西郷吉之助君
錫島 直昭君
鈴木 壽君
基 政七君

委員

郡 祐一君
白井 勇君
館 哲二君
西田 信一君
湯澤 三男君
木下 友敬君
松澤 兼人君
松永 忠二君
中尾 辰義君

政府委員

警察庁長官 柏村 信雄君
警察庁刑事局長 中川 董治君
警察庁保安局長 木村 行藏君
事務局側 常任委員 福永与一郎君
会専門員 会専門員 倫君

説明員

警察庁保安 局交通課長 内海 倫君

本日の会議に付した案件
○道路交通法案(内閣提出)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから委員会を開会いたします。

前日に引き続いて、道路交通法案に

ついて、逐条の質疑を行ないたいと思
います。

御質疑のある方は、順次御発言を願
います。

○松永忠二君 ちよつとお尋ねします
が、九条のところに、新たに道路標識
が出てきたわけです。この道路標識と
いうものの規格といいますが、これは
どういふふうにして統一をはかつてい
くのか、その点についてはいかがです
か。

○説明員(内海倫君) 今度、道路標識
という制度を設けました。これの統一
につきましては、その九条三項に、
「道路標識等の種類、様式、設置場所」
云々について「必要な事項は、総理府
令、建設省令で定める。」というふう
に規定しまして、共同省令で定めたい
、こういうふうにして考えております。

○松永忠二君 それから、その道路標
識令に徐行というのがあるように思
うのですが、これはどういふふうにし
ておりますか。

○説明員(内海倫君) お説の通り、現
在徐行ということをは明らかにした標識
はございませんが、静かにと表わした
道路標識はございまして、一応これを
もって徐行の標識を示しておるもの
というふうな道路標識令では考えてお
るわけでありまして。

○松永忠二君 その点については、や
はり静かにということ、徐行という
ことは少しやがて内容が違ふと思
うのです。どういふ点については、関
係の省で協力していただいて、この際

やはり明確にする方がいいのじゃない
かという意見を持っておりますが、い
かがですか。

○説明員(内海倫君) 全く同感でござ
いまして、現に私どもの方から、新た
に徐行を明らかにした標識を作るよう
にということ、共同省令の改正を申
し入れております。

○鈴木壽君 これは、まあ道路標識並
びに標識のことなんです、道路標識
等については、道路法の四十五条で、
道路の管理者がやることになってお
るのですから、公安委員会が、危険防
止その他の目的のために必要であると認
めた場合に、この際はやれるのだと、
こういう一つの規定になると思いますが、
もともと道路標識等の問題につい
ては、道路管理者が設置すべきもので
ある、こういう建前になっておるよう
にも考えられるわけですね。従つて、
公安委員会と道路管理者との間に、道
路標識等の設置においてどのような先
後関係なりあるいは設置する場合の協
議とか打ち合わせというふうなもの
が行なわれるのか、実際問題として、何
かそういうものがなければならぬと思
いますが、その点は、現在どのよう
なっておられるのか、あるいはこれか
らどのようにしようとお考えになつて
おるのか、この点を一つお尋ねしたい
と思ひます。

○説明員(内海倫君) 現行法におきま
しては、お説のように、道路法によ
りまして、道路管理者が道路標識を立
てることができ、また道交法によりま

して、公安委員会が処分をいたしまし
た場合には、道路標識をもつて行な
うというふうな義務づけられておりま
すので、これも立てる義務と責任を
持つておるわけでありまして。そこで、
道路標識につきましては、この前も申
し上げました通り、共同省令で道路
標識令を出してございまして、数個に区
分した区別に合致する道路標識を定め
て、この分については道路管理者、こ
の分については公安委員会というふう
に、明確に区分をしたものをいたして
おりませんが、実行上におきまして
は、公安委員会は道交法に基づいて設
置を義務づけられておるものを第一義
的に設置する責任を有し、さらに、こ
れに伴つて交通安全上公安委員会が必
要と考へておられます範囲で、危険防
止の観点から案内標識等を一部立てるこ
とを道路管理者と話し合ひをしまして
立てております。それ以外のものにつ
きましては、たとえば、道路の案内標
識というふうなものは、原則として道
路管理者が設置いたしておりまして、
おのずから両者がそれぞれ立てる区分
は、実行上は一応の区分はいたしてお
るわけでございます。

それから、この法案が通りました以
後におきましては、公安委員会が設置
するものは、「公安委員会が行なう禁
止、制限又は指定、こういふもので、
この法律で立てることを義務づけられ
たもの」というものに大体しはられてく

るといふ考え方で進んでおるわけでござ
います。

○鈴木壽君 ちよつと私、あいまいな
点があるんじゃないかと思うのです
が、道路法の四十五条を読めば、これ
は、道路の保全という立場、それから交
通の円滑化という立場、これがはつきり
うたわれて、設置のほんとうに義務づ
けをしておるわけですね。ところが、交
通法の方では、主として、道路の保全と
いうようなことよりも、いわゆる道路
における危険の防止あるいは交通の安
全あるいはまた円滑化と、こういふね
らいで、重複するところもありますけ
れども、ねらいは必ずしも一致しない
ところがあると、こういふふうに見
られるし、さらにまた、道交法では、
設置することができると、設置しな
ければならないのじゃないのですね。
まあこれは、法文の用語の慣例上い
ろいろ解釈があると思いますが、ちよ
つとその表現が違つておるといふ点、そ
こで、こういふ点からしますと、やは
り私は、標示の点とはちよつと、標示
は多少含まれると思ひますが、標示
はつきり言つて、道路標識の設置の
義務者は、第一に道路管理者にある
んじゃないかと、従つて、公安委員
会のは、主として危険防止という立
場が必要と認める個所なりあるいは
方法なりによつてその標識の問題を
考へると、こういふふうにならざる
に分けて考へる。従つて、標示は、
今言つたような点で、公安委員会の
持たなければいけない領域というも

のは、おのずからある一つの限度があるような気がしますが、そういう点について、ただこの法だけからすれば、先ほど申しましたように、どちらも設置することができんだというふうに読むとすれば、よほどの事前の話し合いなり何なりがないと、ただ標識令で共同にやっただといても、一体どこがどの部面についての責任を負うのか、そういうことが明確になってこないという一つの心配があるわけなんです。もつと俗な言葉で言うところ、これはお前の方でやればいいではないか、おれの方はこつちをやるんだと、めいめい勝手な考え方でやられるというところがもしあるとすれば、完全な道路の保全なりあるいは交通の安全なり円滑化というものはかかる上において支障が出てくるんじゃないだろうか、こういう気持ちがするのですから、もう少し管理者と公安委員会との間に、何か設置すべきものの区分なり領域なりというものについての取りきめというふうなもの、そういうものが私あつてしかるべきじゃないかと思うのですが、私、あちこち見ている間にそういうものを見受けかねましたけれども、もしそういうものについての規定なりあるいは現在行なわれておる何か約束なり、そういうものがあつたら、お知らせいただきたいと思ひます。

○説明員(内海倫君) まずこの法案につきましても一応説明申し上げまして、それから、現状をもう一度申し上げたいと思ひます。この法案におきまして、第二条の用語の定義のところの十五号及び十六号が道路標識及び道路標示の定義でございまして、これは、道交法における定義でございまして、こ

れは、「規制又は指示を表示する」ともいうことに極言をいたしております。この場合、道交法の規制と申しますのは、たとえば右折、左折を禁止する、あるいは通行の禁止、制限とか、すべてこれらを規制と総括して概念をいたしておりますし、指示はこの場合におきましては、たとえば、スピードを四十五キロに定めた場合、それを四十五キロであるということを示すこと、この定義の指示のところに於いてはそういうことであるというふうに一応いたしております。そこで、第九条の「道路標識等の設置等」の第二項で、先ほど鈴木委員からは、できるといふこととございまして、これは、できるといふことは第一項で確かに書いておりました、それから第二項で、今度は必ず設置しなければならないという義務づけが同時に行なわれておるのでございまして、「この法律の規定により公安委員会が行なう禁止、制限又は指定のうち政令で定めるものは、政令で定めるところにより、道路標識等を設置して行なわなければならない。」以下読むのは省略いたしますが、そこで、この政令で定めるところは、大体現行法にも政令で書いておりますような範囲のものは全部拾ひ上げたい。従いまして、この法案におきまして、以下公安委員会の行ないます駐車禁止とか、あるいは右折、左折の禁止とか、あるいは追越しの禁止でありますとか、そういうような事柄につきましても、すべて政令で道路標識を設置して行なわなければならないものとして定めさせていただきます。それから、「政令で定めるところにより、」といつておりますのは、こういうたとえ右折禁止をした場合に

は、運転をする人から見てもわかりやすいと考えられる場所を指定いたしまして、曲がりかどのかどから何メートルの所というふうな場所を指定をいたしまして、そこに必ず立てる、こういうことを一応「政令で定めるところにより、」で予定いたしております。で、必ず「行なわなければならない。」というふうになつておりますので、公安委員会が恣意的に判断して、立てなかつたりあるいは立てたりするといふことのない、義務づけられたものが第二項のものでございまして、それから、それ以外にも、なお、交通の安全と便利のためには、公安委員会が行なうもので、さらに道路標識を立てて示すことの方に考えられる場合におきましては、公安委員会は設置することができるといふこととありますが、何よりもその義務づけられたものを設置するといふことが第一義的であらうかと考えます。将来におきましては、先ほどの御説のように、道路管理者と公安委員会とが行なう設置すべきものにつきましては、十分その範囲を打ち合わせして、両者が責任をなすり合つたり、あるいはダブつたりすることのない措置を明確にいたしたいと考えております。

○鈴木委員 大体お話をわかりました、まあ第九条の二項については、あなた設置しなければならない義務がここに義務づけられておるのだと、こゝろおっしゃいますが、やはり道路標識全般についてでなしに、主として禁止、制限あるいは特別の指定のあるものについてのこれは義務づけだと思ふのです。従つて私から見れば、申し上げるまでもなく、道路標識の中には、禁止、制限等ではなく、単なる案内とか

何か、そういうものの性格を持つものがあるわけなんですね。ですから、そういう点について、ここでは、従つて公安委員会としては主としてこういうことを行なうのだ、こういうふうに了解すべきだろふと思ふのです。しかし、全般的に道路標識というものを考えた場合、九条の二項で、相当禁止、制限というふうな特定のものをしたてありますからいいわけですが、その他の問題についても、いわゆる交通の安全確保という立場からいって、必ずしも道路管理者だけにまかせておけないようなところも私はあるのじゃないかと思ふのです。そうしますと、さつき言つたように、そういう設置する場所なりあるいは方法なりについて、もつともつと管理者との間の話し合いなり取りきめなりというものが事前に十分行なわれておらないと困ることがあるのじゃないか、こういう私の心配なわけなんです。その点は、今言つたように、道路法を見ても、標識令を見ても、きちつとした、標識令なんかは、標識のいろいろな種類のことがきめてありますが、両方のお互い同士の話し合いなり、お互い同士持つべき領域なり、従つてその区分なりというものについてははつきりしておらぬのですから、あるいは具体的な問題についての話し合いというふうなことにについて、法的にははつきりしておらないような気がしますが、そういうところから、もしものことがあればというふうな私心配するものですから、以上のようなお尋ねをし、意見めいたことを申し上げておるわけなんです。この点は一つ、まあ考え方もわかりました、道路管理者と公安委員会との間に、これはきちつと話し合いをし、あるいは場合によつては協定をし、ときには費用の問題なんかも私出てくるのじゃないかとも思ひますから、そういう問題について十分一つ手落ちのないようにして、交通の安全あるいは円滑化をはかるというふうにしてもらいたいと思ひます。その点について、一言でよろしくございまして、お答えいただきます。

○政府委員(柏村信雄君) 確かにお話のように、建設省、また府県におきましては公安委員会と知事との間に十分連絡を密にしまして、遺憾のないようにいたしたいと考えております。

○松澤兼人君 一つ関連してお聞きしますけれども、この義務づけられた場合は、やはり公安委員会としては、新しい道路交通法に基づいて道路標識なり、道路標示なりしなければならぬ。そうすると、やはり予算の面で、この法律により新しい道路標識なり道路標示をするといふと、やはり各府県の公安委員会がこれを持たなければならぬわけですが、これは何か、新しい年度でそれだけの予算を取つてゐるのですか。

○説明員(内海倫君) 各府県とも義務を負担いたしますので、国の方におきましては、三十五年度予算におきまして、すべて交通経費は補助金支弁になつておりますけれども、補助金といひましては、これによつて増加すると考えられる必要部分を要求いたしまして、約三千万円弱が本年度の予算の実額に比較しまして増加いたしております。大体その分を見合ひにして各府県で予算を組まして、各府県におきまして、今度の法案における点をよく

指示しまして、それぞれ予算要求をするように指示いたしております。

○松澤兼人君 もう一つ。今、鈴木君からいろいろお話がありましたので、それけれども、道路管理者と、それから公安委員会の権限の問題なんですけれども、やはり法文の中へでも、何か協議をしなければならぬといったような規定をどこかに置いておいていただかないと、あちらがやるのだ、こちらがやるのだというので、両方がやらない場合もあるだろうし、たとえば、北海道などは、北海道開発局ですか、そういうところにおいて道路を管理しておりますから、道路標識というものをすつと立てて、ほとんど開発局自身の責任として道路標識を立てているわけなんです。また、町の中に入りますと、その公安委員会などで道路標識を立てている場合があり、全体としては開発局がやっておるのじゃないけれども、開発局がやっておれば、公安委員会は、ただ何とかができることになる、という点では、やらないことになる、という点を調整する必要がある、というふうに思っています。やはりどこかに、そういうことを協議しなければならぬという規定を置いた方がいいんじゃないかと思うのですが、その必要はどのくらいですか。

○政府委員(木村行蔵君) 確かに、協議しなければならぬという明文を法案にうたっておりますけれども、まあ現在の建設省と私の方と、その他関係方面と一緒にしまして、先ほど長官からお話がありましたように、区分の明確化なり、標識なりその他の分について、従来よりもっと明確にいたしたいということ、問題を詰めて事務的に打ち合わせております。それはまた九条の第三項で、先ほど交通課長からお話がありましたように、建設省令、それから総理府令両方の共同省令で、この法案が設定される場合に、さらに施行関係として十分に詰めて、今の御要望の点については、十分に事務的に万全を期して参りたいというふうに思っております。

○松澤兼人君 この九条の三項の場合には非常に具体的でいいけれども、その管理の権限という点については、法に触れていなかったです。形式とかあるいは設置場所という点についてはやるわけですが、全体の権限なり、どういふところはこち側が持つとか、どういふところは公安委員会が持つというところは明らかにしていないわけなんです。だから、まあこれは修正意見を出すわけじゃないけれども、どこか一本そういうものがある方が、その連絡協議をする場合にやりのいいじゃないかという気持がするのです。それからあなたの方は、この九条の三項に、明確化されるからと言っているけれども、われわれの考えるところは、もう一段上の、職務権限といいますが、そういうところで話し合いをしなければならぬという規定が必要だと考えます。

○政府委員(木村行蔵君) 確かに、お説のような考え方もあるかと思っておりますが、行政機関相互の協力関係でありますので、その協力関係を誠実にやっていけば十分達せられていくと思っております。もちろん、過去の事情において、十分にそれが責務を果たしておったかどうかという点については、反省を要する点があるかと思っております。それから、ただいま申し上げた九条の第三項で、「種類、様式、設置場所その他道路標識等について必要な事項は」ということで、必要な事項という点でいろいろなことがカバーできるのじゃないかと思っております。できるだけの点について十分に詰めて参りたいと思っております。

○委員(新谷貢三郎君) それでは、大体第一章についての一応の御質疑は終わりましたので、第二章に入りたいと思っております。

○松永忠二君 その第十条ですが、歩行者が右側を通行するといふようなことですが、これについては、その右側を通行する方がよいといふことの結論が出る、研究した結果という結論が出たと思えば、その点について一つ伺いたいわけですが、同時に、右側通行といふことは習慣的になるようにしなければ、事実上これは、その通行は十分できない。そういう点からいって、具体的に左側通行をしておる場所があることは御承知の通りであります。こういう点について、特にまあ国鉄の構内における左側通行の問題は、やはりこの際、何かの検討をして結論を持つておられるのかどうか。こういう点について、まず長官の方から、その交渉の経過、あるいはこれを規定するにあたって、どういった経過をもつてここに規定してあるのか、そういう点についてお尋ねしたいと思っております。

○政府委員(木村行蔵君) 右側通行をきめましたのは、たしか昭和二十四年でございますが、これは、この前も申し上げましたように、対面交通といふことが最も合理的な方法であるといふことで、しかも、車につきましては、これを右側にするのが非常に莫大な経費を要するといふような施設面、車自体についてもそういうことでありますので、バス等についてそういうことが考えられますので、車は左、人は右といふことにいたしましたわけでございます。その後十分決定はいたしておりましたが、小中学校等においては相当にその指導をして、だんだん右側通行といふものが多くなつていく。この前の内閣審議室における世論調査におきまして、右側といふものが断然多いといふことは統計上出ていたわけでございます。これをさらに推進して、ただいまお話しのように、習慣づけるところに持っていかなければならぬ。特に私どももやましく申し上げておきますのは、踏切等におきまして、両方ともいらいし待っているのが、右と左と両方からぶつかり合うといふような点では、「右側通行厳守」といったような立て札でも立てたらいよいよいいか、ことに交通安全週間等においても、そういうことに重点を置いて指導したらいよいよいいか、というふうなことも常に私申し上げるようなわけでございます。まだ十分と申せませんが、そういう指導を徹底して参りたい。

それから、お話の国鉄の問題でございしますが、これは、この前もちょっと御質問にもありました。元来昔から左側通行をやっておった。そのために駅の構造、たとえば切符を買ってホームに出るといふような駅の構造が、左側通行に便利になっている所が非常に多いわけでございます。従いまして、国鉄につきましても、二十四年に右側通行といふことに定めまして、

できるだけ右側通行に協力してもらいたいといふことを申し入れて、国鉄も原則的にはこれを了承しているわけでございますが、ただいま申しましたような、構造上やむを得ないという所については、左側通行といふことを特に表示して、やむを得ず左側通行させるといふことにいたしているわけでございますが、今後新しく駅を作るとき、駅を改造するといふような場合には、右側通行に適するような構造に直していくといふことについて、話し合いをつけていくわけでございます。従いまして、最も人が混雑するような所において、確かに、お話しのように、左側通行が行なわれているという、やむを得ない事情もございしますが、そういう点では逐次構造上の改善等もしていく。それから指導により、自覚によつては、当然右側通行ができる所では、なお徹底しないという面につきましては、さらにその啓発をはかつて、指導を徹底して参りたいというふうに考えているわけでございます。

○松永忠二君 その点は、私はそういうふうになつていないと思ふんです。たとえば、今東京駅の改造をやつていくわけなんです。東京駅の改造にあつて、右側通行をやるといふことができないように、右側の方をふたをしてしまつていくわけなんです。つまり構内へ出ていく所を今修理をしている。あれでは、どうも考えがたつて、たとえ改札、この前も私たち党内で話し合ったのですが、改札の方向を逆にして、出札と改札とを別にすれば右側の通行はできるんです。ただし、右側の方から入る口がない場合においては、それはそういうことはできないけれども、そ

の右側から入り得る口を閉じてしまつて、左側でなければ入れないように今改造している。現に東京駅はそうであります。私たち毎日通りますけれども、そうであります。そうなるべくと、あなた方の言われていることが、ただそう言っているだけであつて、現実にそれはそれがちつとも履行されていぬ。それがや国鉄の側で工夫をされるという機運があつて、しかし、万やむを得ないものだから、左側通行をするための表示をしてやるといふのならわかるのですが、長官のおっしゃつたようにはなっていない。それからまた、この二十四年に協力を求めて、どれだけ協力を現実にしたのでか、国鉄側が。そういう点について、ただ言うだけでは工合が悪い。特に一番習慣的にならなければできない、大急ぎをするような場所について、意識的にやらなければいかんという点では、もう少しやはり、同じ行政指導というなら、行政指導を統一をされて行なわれているということが大事、そのための対策本部ができてゐるのに、何も実際にこういふことが行なわれていないのじゃないか。こういう点についてはどうなつてゐるのですか。

○政府委員(木村行蔵君) 確かに私たち国鉄側に当時話し合いました。その内容をその後見ますと、私たちの要望通りには、なかなかそれに沿つていないというのが実情でありまして、その点については、私たちも反省しなければならぬ面もあります。その後、二十四年以後におきまして、二、三回国鉄側に、これは口頭でありますけれども、いろいろな席上で、やはりあの話し合いに沿つて協力してもらいた

いといふことはたびたび言つております。現実には、統計はまだはつきり手元にごさいますせんが、若干新設駅におきまして、右側通行ができるような構造に設計して、そうして作つたところがございます。それは、手元に数字が今ございませぬけれども、若干あることは現実に事実であります。それから、この法案の制定を機会に、さらに、これは私たちの責任でもありますが、国鉄側に対しても当然協力してもらつた責任があると思ひますので、これを踏み切りにして、さらに強力にその点については実施して参りたい、こういうふうに考えております。

○松永忠二君 私は、そういう答弁だけではまずいと思ひます。それだけではね、やはり具体的に、どういふ相談をして——この前のお話では、橋樑運輸大臣が交通関係懇談会をやるといふお話を、その場ではそういうお話を、その交通関係懇談会というものは、中央道の予定線決定の問題だった。何もこんな話のために関係懇談会をやつてゐるわけではない。関係懇談会ではどういふ話が出たのか、ほとんど私はそういう具体的な話には触れていないと思ひます。だから、あなたのおっしゃる通りに、ただこのできた際に協力するという程度のことでは工合が悪い。具体的に、長官とそれからまた公安委員長と運輸大臣の間で、こういう再度の協定を結んでいくということでは、これはできないし、また、道路法上の道路の中には定義として当然だと私は思ふわけですが、特にああいう危険を防止するといふ意味からい

と、右側通行をこうして法律で規定をしてゐる以上は、特に左側を通行するという場合においては、何らかの協議をするなり連絡をして、それをお互いに承知し合ふといふことではなければ、鉄道構内の場合もそうです。鉄道構内の場合でも、やむを得ないといふことについて、警察庁の方でも一応検討いたしまして、それが行なわれるといふことではなければ工合が悪いのじゃないか。だから、ただこの際、それを協議いたしますといふことではなくて、具体的にどういふふうにするといふだけのお話が長官からなければ、これはやはり、そういう点はただこの際こうやろうと思ふと言ふにすぎないと思ひます。この点はどうかと思ひます、長官。

○政府委員(相村信雄君) この道路交通法に関する限りにおいては、徹底的にやるというところは、特に私強調したいと思ひますが、その他の、国鉄等についての問題につきましては、私自身国鉄の責任者等と話し合ひまして、できるだけ協力を求めてやるようにいたしたいと思ひます。

○松永忠二君 注文しておきますが、私は、それでは協議をした結果を当委員会に、この法案の審議終了までに明確に出してもらいたいと思ひます。

○木下友敬君 それに関連して。現在のたとえば鉄道その他で、一つのまっすぐの通路があつて、それを横断して行く二つ、三つのプラットホームに行く出口があるといふ。そういう場合は、左右に口がある場合は、ほんとうはどつちを通つても困ることはないわけ

です。左がふさがつておれば、それは右通行にするといふ場合もあるだらうけれども、左右に口がある場合にはどつちをきめてもいいと、こう考えられる。実際には、それがそういう場合に、ここでは左通行といふことが書いてあるのを私見たんです。それだから、今の松永委員の最後の注文に依じられるためには、あなたの方で、一つ国鉄あるいはその他のところで現在そういうふうな箇所があるのを一べん調べてもらいたい。少し人を出して、たとえは新宿であるとか、東京駅であるとか、池袋であるとか、全部でなくとも、上野とか、主要なところを一つ見ていただいて、これは、ほんとうにやかましく言つたが、無理にこれは左としなくても、右でもいいんじゃないかといふ箇所を指摘してお話しになる方が順序だと思ひます。この委員会に、私は、調べてみたら實際まだこういうふうな箇所があつたといふことを一つ現状を示してもらいたい。それからあと手直しをすれば右側通行ができるという、これはこれからの問題ですけども、これはこの簡単な手直しができるといふところも一つ見てきて、松永さんの今の注文に対する報告をお願いしたいと思います。

○政府委員(木村行蔵君) 承知いたしました。

○松永忠二君 今のお話の点で、木下さんの言われた、両側に口があつたのを片側を閉じてゐる、現実に、東京駅には。しかも、あそこは自由にさういふことはできるのに、ああいうことをやつておるわけです。あそこは、いなかと違つて、鉄道が必ず左側に人をおろすといふわけではないんです。何か

むしろ国鉄は左側に統一されてゐるといふこと、右側をやつてゐるところはどこもありません。全然逆なことを同じ政府において、役所でやつておる。しかも、最も危険を起しやすいう場所であるといふことをやつてゐても、こういうことはちつともわれわれ関与しないといふことではまずいと思ひます。やはりさういふ点は、今私たちが具体的にさういふところを見ているから、あまりにひど過ぎるのじゃないか。さういふ点について警視庁あたり意見を書いてやつたのかどうかといふ疑問すら持つわけですが。まあ一つその点は、またあとで本委員会に報告をいただいて、お尋ねしたいと思ひます。

第十一條のところに、行列等の通行の問題が出てゐるわけですが、この第十一條の一項の中の「政令で定めるもの」といふのは、一体その内容はさういふものなんですか。

○説明員(内海倫君) 政令で定めるものは、きわめて範囲を局限したいと考へておりました。例を申し上げますと、行列の例といたしましては、典型的なものと私どもが考へておりますのは、自衛隊の隊員がああいう武器裝備をいたしまして道路を行軍するといふふうな場合における行列といふものを、大行列として「政令で定めるもの」と考へております。それから、「歩行者の通行を妨げるおそれのある者」といふものとしての典型的な例は、たとへば象とか、あるいはさういふ危険な動物等を引率して通行する、あるいはさういふものを運搬するためにむしろ通行しておるといふふうに考へられるようなもの、あるいは非常に長大

な物件で、これが歩道を歩くと、むしろ歩行者に対しても非常に危険であるというふうなもので、特にはなはだしいそういうものというところに局限していきたいと思っております。従いまして、長大といいますが、たとえば、二人で大きな電柱のようなものを運搬する、こういうような場合に大体局限していききたい。かように考えております。

○松永忠二君 第三項の指揮者に対する罰則規定が出ているわけなんです。が、旧取締法の中には罰則規定があったのでございますか。いかがですか。

○説明員(内海倫君) 現行法におきまして、指揮者に対してかかっておりません。

○松永忠二君 旧法でいうと、どこに該当して罰則規定をつけたのですか。

○説明員（内海倫君） 現行法におきま

しては、行列の通行につきましては、法の第四条第一項につきまして料金を付しております。令の罰則規定を読んでもみずと、令の第七十四条でござい

ます。「左の各号の一に該当する者は、科料に処する。」第一号は、「第八条第一項、第九条又は第十条の規定に違反した者」、それから第二号が、

「第八條第三項の規定に違反して、木材、はしご、竹ざおその他の長大な物件を運搬した者」、それから第三号で、「第八條第三項の規定に違反する

学生生徒の隊列、葬列その他の行列の
通行の指揮をした者」、どういふこと
で、一応科料を科しております。

○松永忠二君 最後のところをちょっ

ともう一度言ってみて下さい。

○説明員（内海倫君） 第八条第三項と
いますのは、「学生生徒の隊列、葬

列その他の行列及び前項に規定する者が法第四条第一項但書の規定により車道を通行する場合においては、その右側端を前方から進行してくる車馬の交通に對面して通行しなければならない。「こゝいうのが第八条第三項の規定でございますが、その罰則におきまして、「第八条第三項の規定に違反する学生生徒の隊列、葬列その他の行列の通行の指揮をした者」、こゝいうこととでございます。結局、罰則に對應してくるものは、車道を通行いたしました場合において、その右側端を對面して通行しなければならないということ、その右側端を通行しておらない場合におきまして罰則がかかるものでございます。

○松永忠二君　そうすると、これは、指揮者に対して、指揮に従わないというような場合には、どういうことになるのですか。

○説明員(内海倫君) この道交法にお
きましては、指揮者に対して罰則を設
け、この罰則を以て、指揮者

それだけの一人々々の人を歩行者と
 定めたしておきますので、もし指揮者
 の指揮に従わずに、その行列のそれぞ
 れの人が勝手なことをいたしましたと
 しますれば、その場合におきましては、

見なければならぬかと思ひます。従
いまして、その行列の構成をしてお
る個々の一人々々の人が歩行者とし
ての尽くすべき義務を尽くさないとい

状態であるならば、現行法におきましては、歩行者の罰則に触れておる者に対しては罰則がかかる。しかし、現行法も、今度の法案におきまして、右

側通行ということについては罰則を付
しておりませんので、右側を歩かな
かったからということで直ちに罰則に

かかるということはない、こういうふう
に考えております。しかし、今度の
法案におきましては、第十五条の規定
がございますので、警察官がその場合
正しい歩行をするようにという指示を
いたすということにいたしております
から、もし、そういう場合に、その指
示にさらに従わないということであれ
ば、一応この法案は、その指示に従わ
ない者につきましては、罰則をもつて
臨むわけであります。

○松永忠二君　そうすると、指揮者の命令に従わなかったならば、個々の歩行者として処罰が実施をされるということ、そうすれば、その歩行者としての処罰というのはどこに該当するのですか。

○説明員（内海倫君）　その歩行者である者が罰則に触れるとすれば、それはどの条において触れるか、こういふこととでございます。右側通行——要する

に、隊列におきまして、右側を歩かなければならない、こういう規定があり

ず左側を歩いておる。その場合に、指揮者に対しまして警察官が違反の旨を言つて、なお隊員が、行列をしておる人が聞かない。そういうことになりま

す、個々の歩行者として見ざるを得ないのであります。もし個々の歩行者として見ますと、その場合、右側通行をするべき歩行者が左側を通行するわけ

けでありますから、この法案でいきま
すれば、第十条の第一項または第二
項、第一項は歩車道の区別のない場合、
第二項は歩車道の区別のある場合で

すが、一項でありますれば右側を通行する。それから、歩車道の区別のある所でありまして、車道を歩いていいと

いう、あるいは歩道を通行するといふ義務がその歩行者についてはあるわけでありますから、その十条が義務として働きます。しかし、その場合にも、ただそれだけでは罰則にすぐに触れるものではないのでございまして、これは罰則を付しておりません。そこで、その人に対して、警察官が、交通の危険防止と安全から考えて、その人に、第十五条によりまして、規定に違反して通行しておるわけでありすか

ら、正しい交通をするようにという指示をいたします。その指示にもどうしても聞かないという状態でありますれば、その指示に従わないものとして、第十五条に基づいて罰則が適用されるというふうに考えております。

○鈴木壽君　今の十一条ですが、一項の方の「政令で定めるもの」でございしますが、現行の四条、それからそれを受けた施行令の第八条に、政令で定め

たものがあるわけですね。そこで、その場合には、この現行の令第八条で

に、いかなる行状等について、そのそれは、
なくて、「木材、はしご、竹ざおその
他の長大な物件を」ということで、い
わゆる歩行者の通行を妨げるおそれの
あるものについて、指定されておるよう

○説明員(内海倫君) 現行令におきま

しては、政令で定めておりますのは、確かにそこに書いてありますように、「法第四条第一項但書に規定する他の歩行者の通行を妨害する虞のある者で

命令で定めるものは、木材、はしご、竹ざおその他の長大な物件を運搬する者とする。」こうなっておりますの

で、従いまして、行列につきましては、およそそこに書いてあります「学生生徒の隊列、葬列その他の行列」というものがすべてひっつかぶつてくる、こういふふうに考えております。

○鈴木壽君 行列についても、みんな今の八条の方にひっかかるというのですか。

○説明員(内海倫君) ここでもう一べん法令について言いますと、法第四条但し書きは、「学生生徒の隊列、葬列

その他の行列及び他の歩行者の通行を妨害する虞のある者で、命令で定めるものは、車道を通行することができない。」まずその原則がございます。従いまして、令八条の第三項は、「学生生徒の隊列、葬列その他の行列及び前項

に規定する者」ですから、「前項に規定する者」は、そこにある「木材、はしご、竹ざおその他の長大な物件を運搬する者」でありますから、葬列その

他の行列及びそれらの物件を運搬する者は、「但書の規定により車道を通行する場合においては、その右側端を前

方から進行してくる車馬の交通に對面して通行しなければならぬ。」こういふふうに令八条は読んでおるものと考えております。

○鈴木壽君　そうしますと、今度の十
一条による「政令で定めるもの」は、
やはり現行令第八条の範囲を出ない、
こういうふうに考えていいわけではな
いでしょうか。

か。

○説明員（内海倫君） お説のと同様でございしますが、今度の法案におきましての十一條は、結局、令八條にあります。

ものを一項と二項に分けて書いたというところでございまして、今度の法案の一、二項を合わせました範囲は、大

体令八条の範圍と同様になると考えます。で、この際申し上げておきますと、第一項と第二項を書き分けましたのは、先ほども言いましたように、現行法におきましては、「車道を通行することができない」という、選択の余地があるわけでござりますが、先ほど申しましたような特別な、自衛隊等の行列というふうなもの、あるいは象を引っぱっているというふうなものは、必ず車道を通つてもらうという必要を感じたわけでありまして。

○鈴木壽君 そりしますと、私お聞きしたのは、「政令で定めるもの」というものは、いわゆる歩行者の通行を妨げるおそれのある者で、政令で定めるもの、そこで、その政令というものはこれから出すのでしようが、現行令の第八條の「木材、はしご、竹ざおその他の長大な物件を運搬する者」というふうな内容のもかどろかということなんでしょう。

○説明員(内海倫君) 今度の十一條におきましては、「学生生徒の隊列、葬列その他の行列及び歩行者の通行を妨げるおそれのある者で、政令で定めるもの」でございますから、現行法あるいは令八條におきましては、歩行者の通行を妨害するおそれのあるものだけを政令で定めておきますが、今度の法案におきましては、行列及び歩行者の通行を妨げるおそれのある者の中で政令で定めるもの、こういうふうに私も考えております。

○鈴木壽君 私、だから、現行法でも、現行法の第四條を受けて令の八條ができたと思うのですが、それには、いわゆる「その他の行列」等については何らの規定がないわけですか。ただ物件

の運搬とか何かに関する、今言われた木材、はしご、竹ざおその他の長大な物件の運搬だけに限つてゐる。ですから、そういうふうな現行法の政令の定め方からすると、今度の十一條においても、「その他の行列」までは一応別問題にして置いて、従来通りのいわゆる物件の運搬、長大な物件の運搬等だけの規制をするつもりなのかどうか。こういうふうにお聞きしたら、あなたは、そうじゃない、今度のものは、前の方からずっとみなかかるとのこと、こうおっしゃいましたね。そうすると、今度の政令というものは、現行令の第八條からしますと、この範圍は広がつて、もう一度申し上げますと、学生生徒の隊列なりあるいは葬列その他の行列がみんな入つて、そのうちの何か特定のものを政令で定めていくのだ、こういうことになると思ひますから、政令が幅広くなりますね。規制するものがですね。そういうふうに考えていいのですか。

○説明員(内海倫君) お説の通りでございます。

○鈴木壽君 その場合、さつき「その他の行列」とは何かという松永委員の質問に対しては、自衛隊等の云々ということを言つておりましたが、そういう範圍だけに限つて今度の政令がきめられるものと、こういうふうな理解していいのですか。その点……

○説明員(内海倫君) 法案の第十一條第一項に規定しております「政令で定めるもの」というものは、きわめて小範圍に局限いたす考えでおります。

○鈴木壽君 だから、具体的にあなた自衛隊云々ということをおっしゃつたから、例としてそれをあげたのだ

が、私聞きたいことは、今言つたような自衛隊の何かのパレードとか、行進とか、あるいは車の何かというふうなもの、そういうものだけに限つてやるものか。場合によつては、「その他の行列」ですから、集團行進等も、普通にいわれるデモ行進なんというものも入るのか。そこら辺を伺いたい。

○政府委員(中川重治君) こういうふうに御了解いただきたいのですが、まず、現行法と同趣旨の規定は、改正法案の十一條第二項と理解願いたいと思ひます。と申しますのは、

○鈴木壽君 それは違ふ。私の質問ではそうじゃないのだ。

○政府委員(中川重治君) ちょっと申します。まず、現行法の規定は、こういうものは車道も通行することができ、歩道も通行できるけれども、車道も通行することができるといふのが現行法の趣旨なんです。その趣旨から申しますと、改正案では、現行法の趣旨は十一條第二項で実現しているわけなんです。ところが今度は、現行法と異なる点は、歩道は絶対通行してもらつては困るといふものを今度考えたわけなんです。行列の大部分は、現行法でいろいろ考へておりますものは、改正案では第二項で大部分解決しちゃう。ところが、改正案で現行法と違つて考へました点は、歩道を通行してもらつたら困るもの、これを考へ出したわけです。その困るものは、今の御指摘の竹ざおなんか持つておるものは、現行法では、歩道も通行できますし、車道も通行できるわけでございますが、今度は、そういうものは車道だけしか通行できない。何となれば歩道がじゃまになるから、こういうふうな考へて一項を作つ

たのです。それで、御質問のところに戻りますが、行列の大部分は第二項でカバーする。ただし、行列のうちでも、自衛隊のいろいろな装備を持ったものは、歩道を歩いてもらつては困りますので、それで一項で規定しよう、こういう考へと御理解いただきたいと思ひます。

○鈴木壽君 そりしますと、この場合のいわゆる十一條の一項の「その他の行列」あるいはそれに基づく、何といひますか、「政令で定めるもの」の中の内容としましては、今刑事局長が言つたような、自衛隊のいわゆる装備、車両等を持つて、まあ行進でもないでしようが、いずれ通行するという場合、そういう特殊な場合に限るのだと、こういうことでございませうね。そういうことに了解していいのですか。

○政府委員(木村行藏君) そういうふうに御了解いただいてけっこうだと思ひます。

○鈴木壽君 それから第三項で、左側に寄つて通行することを命ずることができると、こういうふうなありますね。これは、現行法とはだいぶ違つた書き方だと思ひますが、これは、そのときによる警察官の判断というものが一番大事なことになると思ひますが、こういうことが、左側に寄せる、右側を歩いておつた者を左側に寄せるというふうなことで、もし長い行列等であるならば、かえつて混乱の原因になるのではないかと、従つて、交通の整理とかあるいは円滑化というふうな、それは、あくまでも原則を守りながら所要の措置をしていくことが結局的にはいいんじゃないかというふうな

感じがするのだがね。この点、まあもし述べられるならば、一般的にどういふ場合を予想しておられるのか。どういふ事態を避けるためにこういうことを、いわば特例みたいな左側通行をさせるのか、こういう点、一つ御説明願ひたいのです。

○説明員(内海倫君) 三項で書いておりますのは、第一項の行列の指揮者に対してはまず命ずる場合でございまして、先ほど申しましたように、第一項で規定しようと考えております行列というのは非常に局限されるわけでございまして、この場合に私どもが考へております事例は、交差点を通行いたします場合、通常右側を通行しております行列が左折をしようとしたとき、これを正規に右側々々を行かせますと、右側をずっととまづきまづき一回交差点を横断いたしました、そこからまた左折して、もう一べん交差点を横断して、そしてこう行くと、こういうふうな、二回交差点を横断するようになるわけでありまして。そういう場合に、交通整理に当たつております警察官が、右側を歩いて来ましたがその集團の行列に対して、ここで今度は一回目に左折させまして、手前で左折させて、そのまゝこつちへ持つてきまして、そうすると、次の道路におきまして左側になるわけでございまして、この場合、左側に寄つて歩くということをお命じまして、交差点におけるそういう行列によつて生ずる非常な、何といひますか、混乱というほどではございせんが、人がたくさん通るといふ状態と、またそういう人々がある意味で保護する観点から、そしてまた交通を円滑に流すという観点から、一応そ

ういうことが可能であるように三項を規定したものでございます。

○鈴木壽君 これは、さっきも言いましたように、現行の法令にはないことなんです、新しくできたんですが、そうしますと、これはあれですね。今あなたが例示されたような、交差点を通行する場合、左折というようになことでしたが、そういう場合に、実際上現行法令では工合が悪い。従って、ここにいわゆる右側通行の原則を破るような左側通行をさせる方がよろしいのだと、こういうまあ経験から割り出してこうやったのですかね。

○説明員(内海倫君) 全く経験をいろいろ基礎にいたしまして、そういう場合を認めておかなければ、かえって交通の円滑を非常に阻害したり、あるいはそれ自体が不必要な危険にさらされるという場合も経験上ありましたので、今回こういうふうに設けたわけでございます。

○鈴木壽君 私、心配するのはね。これはまだ実際やっておらないところでしょうからね。もしそうだとすれば、この三項によつてこれからそういうことが出来る、で、その右側を通行して来たものを左側に移す場合のその過程において、私はいろいろな混乱が起るのではないかというふうに考えるのですがね。これはどうでしょうかね。

○政府委員(柏村信雄君) これは、たとえ日比谷公園から霞ヶ関を通つて虎ノ門に行くということがちゃんと予定されているような場合におきましては、左側通行をしてくれば、全く交差点で横断せずに済むというような場合が間々あるわけでございます。そういうような特殊な事態についてこういう

指示をするということにいたしたい、こう考えるわけでありませう。

○鈴木壽君 いや、ただね。私、説明よくわかりました。たとえば、ある広場の集会から行進に移る。例としてですよ。そういう場合、今のお話のように、日比谷から出て行った場合にはいいんだと、こういうような説明を聞く、ややわかつてきました。ただ、この文章からしますと、「区間を定め」と、その区間が、もし途中でそういうような区間でもあるとすれば、行進を起してからですよ。そういう区間でもあるとすれば、私が心配したような混乱、かえって混乱させるような事態があるんじゃないか。こういうふうな態にまあこの文章だけから考えたわけですが、一般的にそういうことになしに、特定の、出発の当初から、まあその交差点等を予想して、あるいは右折、左折等を予想して、左側を通らした方が交通の円滑化という点から、あるいは混雑を避けるという点から、それがいいんだと、こういうふうなところからきたので、いわば特定のそういうものだ、と、こういうふうに考えていいわけですね。

○政府委員(柏村信雄君) 必ずしも出発の当初からと限定するわけには参らぬと思ひますけれども、おおむねそういうことに相なろうと思ひます。ことに右側を歩いてた者を左側に歩き直させることによつて起る混雑ということがもしあるとすれば、そういうことは当然避けるべきものであつて、そういうことによつて混雑をしない、しかも左側を行けば非常にスムーズにいくというように限定された場合に限

られるというふうに理解していただきたいと思ひます。

○鈴木壽君 私心配するのは、特定の場所に限るわけではないというお話をうですすからなおさらですが、これは、現場の警官が自分の判断によつてこれは当然なされることだと思ふのです。が、何かこの点はやはり心配なところがあります。なぜかという、私が言うのは、悪用するとか勝手なことをするとかというところではないのだが、警官自身の判断がかえつて——行進を起して右側を通行していると、あなたが言うように、また私がお尋ねしたように、出発から終着点に至る途中でそういう区間が設定される必要があるとしても警官が認めた場合に、何かその警官自身の判断が、これは場合によつてはかえつて混乱を引き起すのではないかという気がしますから、むしろ長官がさつきおっしゃったのを私が受け取つたように、特定の場所に限るのだと、ほんとうにあなたの方が判断をして、コースがきめられる際に、どうやつてもまあ右側でなしに左側を通つた方がスムーズにいくんだという判断のもとにおけるそれだつたら私はいいと思うのですが、途中でもしこういうことがあつたとすれば非常に心配だし、むしろルールを守つて、現行のルールで右側を通行させて、その間における警官の必要な措置、警官のさばき方、こういうものを期待した方がいいんじゃないかと、こういうふうに思ふのです。

○政府委員(柏村信雄君) 確かにもうお話の通りでございます。大体原則的なものとしては、私が先ほど申し上げましたように、予定されておるとい

うことになると思ひますけれども、そうでない場合で、混乱を防ぐというような場合もないとは申せませんので、お前は予定したときだけに限ると言つたではないかというおしかりを受けざることを避けるために、私は例外的にそういうこともあり得ると申したのでございませうが、ここでも言つておきますように、「危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき」でありまして、恣意的に警察官がそういうことをするということはいたすべきでないし、そういうことをしないように、もちろん徹底した指導をいたしたいと考えておるわけでございます。

○鈴木壽君 私、心配なものですから……この点についてはこれでやめませんが、もちろん必要があると認めるのですけれども、やはりそういう責任の衝に当たつてはいる者はいわば熟達の方であらうと思ふから、心配ないかもしれませんが、さっきも言つたように、何も警官が勝手に権限をふるつてどうのこうのというふうなことをわれわれ心配するのじゃなしに、警官自身のほんとうの善意の、それに基づくところの必要性を認め、それに基づくところの判断をし、指示をしたものが、何かこゝろ繁華地あるいは通行の激しいところにおいては、かえつて混乱の事態を引き起す。従つて、場合によつては事故等のごときもできるのではないかと、今一つ心の配があるものですか、今言つたようなことを少し確かめてみたかったわけなんです。その点はよろしゅうございませう。

○湯澤三千男君 長官、現行法で、左側を行進して行く行列ですね。デモの

ような場合をしばしば見るのですが、あれは、現行法でもこれと同じようにやれるのですか。

○政府委員(柏村信雄君) 現行法におきましては、そういう規定はございませぬ。

○湯澤三千男君 事実やつてゐるのですかね。

○政府委員(柏村信雄君) 事実上やつておるといふことになりませう。

○基政七君 ちょっと、今のに関連してですが、一定区間といふと、私の想定するのは、かなり長い区間が必要じゃないかと思ふのですが、そうしますと、今の対面交通の原則からいいますと、これは非常に混雑にいきます。通行自身は円滑にいきます。それですから、むしろそういう場合には、この前、豊原さんですが、日本の交通規則はあまり四角ばり過ぎて、交通がかえつて円滑を欠いておるのではないかと、いふ点から見れば、はつきりに通る道、そういうことをむしろ研究された方が私はいいのではないかとと思ひます。これは、実際上取り締まりの困難が予想されますか。右側を通つて左側を通つて行く、どこかで変更しなければならぬ。かりに争議のような場合を想定しても、かなりの長さの行列が必要になつてくる。その場合、どこかで一べん回転しなければならぬ。その際、むしろ交差点のようなどころをはつきりにつと突つ切つて渡つて行けば、もっと円滑にいくのではないかと思ひますが、そういう研究はいかがですか。

おらぬと思ひますけれども、研究に値することだと思つております。十分研究いたします。

○松永忠二君 今のところなんですかね。現行法とは非常に内容が違つておるといふことについては、提案をされておる方で、そういうことを承知の上で提案をされておるわけですか。その点はどうですか。

○政府委員(中川重治君) 現在の現行法と大体同じであるという点は大体同じである。大体同じでない点は、大体同じこととは、若干例外があるということですが、若干の例外は、現行法の筋が大部分が該当する事案は、改正案の二項の事項が一番該当が多いわけですが、一番該当が多いからして、大体同じだといふことが言えると思ひます。ただし、レア・ケースとして一項のケースがあるということにおいて違つておる。それから第三項も、これは、また御指摘がございましたようにきつめてレア・ケースとして第三項がある。レア・ケースの一項と三項を加えた意味において違つておるが、大部分該当する事項は第二項であるという意味でありますので、大体同じであるといふのが一番正確だと思ひます。

○松永忠二君 いろいろ点で非常に違つておるといふことはいかんと思ひます。前には、令第八条の三項についての指揮者に対する罰則の規定があった。これは、車馬の交通に對面して通行しなければならぬといふので、對面して通行しない場合には、つまりその行列の指揮者の処罰の規定があった。今度のはそうではなくて、細部は警察官が、さつきお話しした通り

に、「一、行列の指揮者に対し、区間を定めて当該行列が道路又は車道の左側端に寄つて通行すべきことを命ずることが出来る。」といふことであつて、従前は、ただきめられた所を車馬の交通に對面して通行しなければならぬのに、通行していい指揮者に対する処罰規定だが、今度のはそうではなくて、警察官が、ある区間といふので、それから、それは相当長い区間でしょう、そういうものを定めて、いわゆる通行の指示をするわけなんです。それに対して従前なかつた場合といふことなんであつて、今度のは非常に積極的な内容を持ったものだといふことだけは、説明にあたつても、私が申し上げたいのは、そういう違つたところは、明確に違つておるといふことを言つていただかないといふと、やはり従前にも処罰の規定がございましたと、こういうお話ですけれども、私、どうもおかしいので、やはり少し調べてみると、処罰といつても全然違つておるのです。内容は、やはり前とは違つて、非常に積極的な面が出てきておるといふことは、これは事実だと思ひます。だから、前の処罰規定とは規定の仕方が全然違つておるといふことは私は事実だと思ひます。で、いろいろ点については、事のよしあしは別として、従前は、ただ對面に交通をしていかなければならないといふことについて、指揮者が違反をしていては場合に処罰するのであつて、今度の場合には全然違つたので、警察官が一つの指示をすると、しかも、それには警察官の判断で、危険防止と安全と円滑というために、しかも相當な

区間を定めて当該行列を通行指示をする。それに対して、指示に従わなければ、それを処罰するといふことに内容が變つてきておる。こうなつてくると、私は、やはり警官と指揮者の間に問題が出てくると思ひます。警官の指示がはたして適切であるのかどうか。特に行列の指揮者との間にこの問題についての納得を得ていくといふ処置が行われたい、いたずらにただ警官が挑発をする結果に終わらぬとも限らない。これは、時と場所とによると思ひますが、いろいろ点について、は、どういふふうにお考えになつておるのですか。今まではだいたい違つたので、明確にこうしなければならぬときめられておることを指示をして、そむいておるといふことじゃなくて、警官のその場合における指示の仕方が問題になつてくる。それについては、やはり警察官の判断といふものが一方的に正しいといふかは言えないので、こういう点についても、瞬間的な行動であるので、ここにやはり問題が出てくるので、非常にあぶなく感ずるというところが出てくると思ひます。こういう点については、そういう点を改めたい理由といふのは、積極的にありな

○政府委員(中川重治君) 交通課長がお答えいたしましたように、現行法の規定と改正法律案の規定との趣旨を同じくするといふ点におきましては、私が説明した通りなんです。趣旨を同じくするといふことは、かかる事案の大部分が該当することに對しましては全く同様である、こういう意味に御理解いただきたいのであります。それで、この法律案を立案するにあたりま

しては、この条項に限らないのであります。現行法が比較的ばつと規定した事柄を、非常にいろいろな交通が混雑する実情にかんがみまして、レア・ケースとして例外を認めて、その例外をまた合理的にやつていくといふ考え方をとりまして、この改正案の一項のようにな規定を設けた、これが一つ。これは今御質問がございせんから、一項は申しません。三項のような規定を設ける必要があるかどうかといふことは、十分御審議願ひたいと思ひますが、大部分の行列は、二項のようによつていただきたいと思ひますけれども、時と場合によつてこの左側を通つた方がよりベターなことがあるといふ社会的な事実がある場合、社会的な事実があるものを法律に書かないと、先ほど湯澤先生がおっしゃいましたように、現実には実行されているものを違反だといふ、こういうことが出てくる。そういう弊害をなくするために、こういうレア・ケースではございせんけれども、区間を定めて、左側を通つ場合を認めるといふ社会的な事実を認めるを得ない場合においてどういふふうにするかといふ一つの方法論が出てくるわけですが、そういうレア・ケースでありますものから、これもお話しにございまして、認める場合には、法律に厳密に規定してございせんが、先ほど長官が申しましたように、厳格に法律は要件をしほつております。そのしほつた要件に該当するといふことを、認定権者は、そういうきつめてレア・ケースの場合でありますので、警察官といふ当該職員がやらざるを得ないの

である、当該職員がやらざるを得ないから、従つてお説のような結論になるのであります。これを現行法の趣旨と違ふといふのは、そういうレア・ケースを厳密に考えたといふことが違ふのであります。趣旨が違ふといふのは、これは一つの御批判の御自由であります。そういうような点を御了承いただければ御理解いただけると思ひのであります。

○松永忠二君 それは、今の御説明は、趣旨が同じだといふ、趣旨の同じなところがあるといふことについての御趣旨はその通りであります。趣旨の同じところがあるといふことは同じだけれども、しかし、3に規定しているところは、実際は、今までのいわゆる指揮者の処罰とは内容が違ふといふことを私は申し上げておる。その通りだと私は思ひます。これはやはりそういうふうな規定していくならば、規定しなければならぬ理由があるはずだと思ひます。それを明確にしてほしいと、こゝ言つておるわけですが。

○政府委員(中川重治君) 大部分の事案が該当いたします、この改正法律案十一條二項にかかる事項につきましては、現行法と改正案との点については、異なる趣旨はございせん。そのほか改正案では、特別の状態の場合におきましてかかる措置を認めましたので、かかる措置を認めた結果、第二項と同じような趣旨に基づく罰則で担保する必要があるといふ限りにおいて、そういう罰則を設けた、こういう点において改正案と違ふ、こういう点は、御指摘の通りであります。

○松永忠二君 私の聞いたことの内容には答えていないわけなんです。や

はりこういう点は、この前のような、車馬の交通に對面して通行しなければならぬ、そういうふうな規定をしていくわけだ。それに対して指揮者が明らかに違反をしているという場合には、これは処罰をする必要というより、なものでないかと思ふ。何とトラブルは起こらぬと思ふ。ところが、今度の3の規定というのは、実はいろいろ上についている事柄があるわけなんです。こういふことによつて指揮者は処罰されるということになってくると、処罰される指揮者についても、やや気の毒だという面も出てくるわけなんです。また、先ほどお話しした通り、指揮者の善意にも従わないで乱す場合もある。それをここに罰するなんといつてみたところが、これができるとしてもないといふことになるわけがあります。そうなつてくると、やはりこういふところでそれを規定することがいいのか。それとも、この前私が話したのですが、この前の条項のたとえ七条の3の中にも、あるいは禁止、制限という字句もある。私は、個々のものについてはこういふところにも適用はできる。もし指揮者の命令に従わない者があれば、やはり指揮者の明確な責任を問うという場合においては、明確に具体的にこういふことを規定されているにもかかわらず、その規定にそむいていふやうなことが望ましいのであつて、何かその規定以上に特殊な判断を下した者に対して、それに従わなかつたといふことについては、その間にやはり警察官と指揮者との間のいろいろな折衝の問題とかといふものがはさまれて

くと思ふわけだ。これは、私たちが具体的に申し上げているのは、申すまでもなく、いろいろその他の行進といふ中にデモは入らぬですか。入つておるのですか。それはいいが、それが。○政府委員(中川 董治君) まず、最後の点からお答えします。行列といふのは、すべての行列を含みますから、労働組合等でおやりになりますもの、行列の範囲に該当する限りにおいては該当いたします。

最初の御質問にお答えいたしますが、二項のごとく法律に条文できつてきまつていふものについては罰則はいいが、三項のごときものは不適当だといふふうな御趣旨のように拝聴いたしましたのでありますが、これは事柄が、こういふ慣行で申しますと、少くとも「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要がある」と認める場合であつて、その必要がある場合といふことができない場合、二項のような例によることが不適当な場合においては、どういふ限定をいたしますので、どういたしまして認定権者といふ者が認めざるを得ないレア・ケースでございまして、レア・ケースで認定いたしました場合には、その認定した行為について、この法律に定める行為についての違反者があり得ることはあり得る。あり得る場合には、二項と同趣旨によつて、行列に参加した全員に刑事責任を課するといふことは、事柄の性質上適當でございせんので、行列といふ性格にかんがみまして、指揮者に対して刑事責任を課する、こういふ建前をとつたのでありますが、先ほども交通課長が申しまし

たごとく、その指揮者の命に従わなかつた人がかりにありとせば、それはもう行列の指揮者でございませんで、指揮者は関係がなくなる、こういふことに相ならうと思ふのであります。○松永忠二君 私は、ここはやはり指揮者の処罰、罰則がついておるので、そういう罰則を明確に課するといふことについては、やはり明確ないわゆるその規定があつて、それに違反をするといふ形をとつていくのが適當だといふことを申し上げておるわけだ。いろいろ問題があつて、こういふ問題を処理していくといふことについて、いろいろ工夫していかなければいけない事実といふものについて、それを全部否定しておるというわけじゃ決してないのです。しかし、やはり法律で規定する以上は、罰則までつけておるというものについては、やはりこれが違反になるといふことが明確になつていない。二、指揮者を処罰するとしても、指揮者が少しぐらい注意しても、それをきかなかつたといふ場合もあるわけだ。また、その警察官の指示の適不適といふ点についても、これはなかなか問題もある。いたずらに、こういふ点について、やはりこれがもとでいろいろと今後紛争するといふ結果になりやせぬかといふことをおそれるわけだ。長官、そういう考え方についてはどうなんですか。私は、やはり罰則がついていふものについては、相当明確に規定されたものについて罰則を課する、それに違反すれば罰則を課する、こういふふな、責任の度合いをはつきりしていくべきだと思ふのですが、どうなんですか。

○政府委員(柏村 信雄君) 確かに罰則をもつて担保するやうなものにつきましても、原則的にお話のように考へてしかるべきだと思ひます。ただ、この場合、先ほど来刑事局長がしばしばレア・ケース、レア・ケースと申しましたのが、確かに全体のうちのきわめてまれな部分で、しかも、そういう必要が経験的に認識されております関係上この規定をしたといふことでございまして、今お話のような考え方で行きますと、あらかじめこの区間はこういふ方法で、歩く者は左側で歩けといふやうな規定を作つておいて、そうしてそれに違反した者といふことをせざるを得なくなるわけだ。もしそのあらかじめといふことになりなれば、ところが、そういうことはとてもできるものではございせんので、先ほど鈴木委員にも申し上げましたように、原則的には、できるだけ早い時期に、予定地等から出発する際にこれを指示するといふやうな方法を當然とすべきである。しかし、まあ特別のまた例外的場合において、臨機にそうせざるを得ないといふこともあり得る、その点が非常に御心配の点だと思ひますけれども、これは、やはり経験的にそういふふな必要があるといふことから割り出された規定でございまして、やはりその利点といふものをお認め願ひたい。また、それによつて生ずるおそれのある行き過ぎと申しますか、トラブルといふやうなものについては、極力そういうことのないやうに、嚴重に戒めて参りたいと私は考へております。

○松永忠二君 私は、道路交通法の中におけるそういうものについては、やはり処罰の対象に当たるときには、危

険な状態といふものを明らかに起こす、そういうことがつまり処罰に該当すべきものであつて、この前にも少し話が出たんですが、ただ単に混雑とか円滑であるとかいふことについては、非常に判断が明確にならないわけだ。だから、そういうことをもとにして処罰をするといふことになつてくると、道路交通法における処罰の仕方としては、私はやはりやや行き過ぎといふ点が出てくるんじゃないか。だから私は、指揮者に責任を負わせるというときには、明らかにその危険を現実にするといふことを指揮者がやつておる場合に、これは指揮者に責任を負わせるといふことは必要がある。従つて、この指揮者の処罰といふやうな問題については、もう少し、こういふところで指揮者を処罰するのじゃなくて、危険とかいふ、そういう問題とかからめて、指揮者の処罰を云々することについては、私はやはりこの必要もあるのではないか。ただし、こういふことについて、今言うやうに、円滑であるとかあるいは混雑を防ぐとかいふ点で、指揮者のすべての責任でないものに責任を負わせるといふことについては、やはりよほど慎重にやつていかなければいけない問題だといふやうに考へるのです。こういふ点については、その他の条項とかからみ合せて検討すべきことだと私は思ふのですが、現実起こつてくるいろいろな問題の処理について工夫をされていふ点はあるとしても、また、必要の点もあるといふやうにお考へになつておられると思ふのすけれども、その点について、やはりこの規定がそのまゝそれだから正しいのだといふこと

○政府委員(中川 董治君) まず、最後の点からお答えします。行列といふのは、すべての行列を含みますから、労働組合等でおやりになりますもの、行列の範囲に該当する限りにおいては該当いたします。

最初の御質問にお答えいたしますが、二項のごとく法律に条文できつてきまつていふものについては罰則はいいが、三項のごときものは不適当だといふふうな御趣旨のように拝聴いたしましたのでありますが、これは事柄が、こういふ慣行で申しますと、少くとも「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要がある」と認める場合であつて、その必要がある場合といふことができない場合、二項のような例によることが不適当な場合においては、どういふ限定をいたしますので、どういたしまして認定権者といふ者が認めざるを得ないレア・ケースでございまして、レア・ケースで認定いたしました場合には、その認定した行為について、この法律に定める行為についての違反者があり得ることはあり得る。あり得る場合には、二項と同趣旨によつて、行列に参加した全員に刑事責任を課するといふことは、事柄の性質上適當でございせんので、行列といふ性格にかんがみまして、指揮者に対して刑事責任を課する、こういふ建前をとつたのでありますが、先ほども交通課長が申しまし

たごとく、その指揮者の命に従わなかつた人がかりにありとせば、それはもう行列の指揮者でございませんで、指揮者は関係がなくなる、こういふことに相ならうと思ふのであります。○松永忠二君 私は、ここはやはり指揮者の処罰、罰則がついておるので、そういう罰則を明確に課するといふことについては、やはり明確ないわゆるその規定があつて、それに違反をするといふ形をとつていくのが適當だといふことを申し上げておるわけだ。いろいろ問題があつて、こういふ問題を処理していくといふことについて、いろいろ工夫していかなければいけない事実といふものについて、それを全部否定しておるというわけじゃ決してないのです。しかし、やはり法律で規定する以上は、罰則までつけておるというものについては、やはりこれが違反になるといふことが明確になつていない。二、指揮者を処罰するとしても、指揮者が少しぐらい注意しても、それをきかなかつたといふ場合もあるわけだ。また、その警察官の指示の適不適といふ点についても、これはなかなか問題もある。いたずらに、こういふ点について、やはりこれがもとでいろいろと今後紛争するといふ結果になりやせぬかといふことをおそれるわけだ。長官、そういう考え方についてはどうなんですか。私は、やはり罰則がついていふものについては、相当明確に規定されたものについて罰則を課する、それに違反すれば罰則を課する、こういふふな、責任の度合いをはつきりしていくべきだと思ふのですが、どうなんですか。

○政府委員(柏村 信雄君) 確かに罰則をもつて担保するやうなものにつきましても、原則的にお話のように考へてしかるべきだと思ひます。ただ、この場合、先ほど来刑事局長がしばしばレア・ケース、レア・ケースと申しましたのが、確かに全体のうちのきわめてまれな部分で、しかも、そういう必要が経験的に認識されております関係上この規定をしたといふことでございまして、今お話のような考え方で行きますと、あらかじめこの区間はこういふ方法で、歩く者は左側で歩けといふやうな規定を作つておいて、そうしてそれに違反した者といふことをせざるを得なくなるわけだ。もしそのあらかじめといふことになりなれば、ところが、そういうことはとてもできるものではございせんので、先ほど鈴木委員にも申し上げましたように、原則的には、できるだけ早い時期に、予定地等から出発する際にこれを指示するといふやうな方法を當然とすべきである。しかし、まあ特別のまた例外的場合において、臨機にそうせざるを得ないといふこともあり得る、その点が非常に御心配の点だと思ひますけれども、これは、やはり経験的にそういふふな必要があるといふことから割り出された規定でございまして、やはりその利点といふものをお認め願ひたい。また、それによつて生ずるおそれのある行き過ぎと申しますか、トラブルといふやうなものについては、極力そういうことのないやうに、嚴重に戒めて参りたいと私は考へております。

○松永忠二君 私は、道路交通法の中におけるそういうものについては、やはり処罰の対象に当たるときには、危

に私はならないと思います。この点あたりは、われわれとしては意見を持ち得るところだと思ふのです。ただ、大へん遺憾なのは、最初質問したときに、こういう点について、私はまあ親長の方から、いや前にも指揮者のほうに、こういう話を聞いていかなければ、指揮者の責任の度合いが違ふので、こういう点はできるだけ、むしろ討議したときに、この前はこの点はこういうふうな指揮者の責任問題が、今度の場合はこうだといふふうにおつしやうていただけば、私の方でいろいろからむような質問をしなくてもいいので、端的にお話をいただきたいと思ふます。希望しておきます。

○湯澤三千男君 この第三項の規定ですね。つまり左側を通るといふ場合、私は狭い経験でしかた、敷寄屋橋の所から南に向かつて行進する場合、敷寄屋橋の交差点から、西銀座から南に向かつて行進する場合、私はよくあすこで出つくわすのすけれども、いかなる場合でも大体左側を通っているのです、デモ行進は。ですから、ほとんどその場所においては、北側から南側に向かつて進行する行列は、これは大体において、大体じゃなく、私は右側を通つたものに出つくわしたことがないので、全部左側を通つています。私の経験は、そういうふうなもの、何か場所によつて当然道路の左側を通らなければ都合が悪いといふような、行列の行進の経路からいって、当然左側を通らなければならぬといふような場所のように感ずるのですが、私はそういうふうな場所がありはしないかと思ふのですが、そうすると、それ

はあらかじめ判断ができるのじゃないかといふような私は感じます。何か、何かそういう点のお考えは……。

○政府委員(柏村信雄君) まあ当然に左側を通つた方が都合がいいといふ非常な通例は、さつき申し上げましたように、日比谷公園から出まして新橋に行くといふような場合には、左折々々で参りますから、これが交差点を二つ、非常に交通ひんばんな所を二度横断すると、結局四度横断するといふことになる、非常に交通を害するといふことに相なるうと思ふます。しかし、デモ自体は習慣的に左側通行をすつとやつておりました、右側通行しているデモというのは、私もほとんど見たことはございせん。

○白井勇君 この前ちよつと私お尋ねしたことですけれども、長官にお尋ねしたいのですが、この二章のこういふ交通規定は、非常にいいと思ふのですが、このことは、あなたの方のやれ範囲といふものは、取り締まりを通じてやれるだけなんですね。その前に、そういうことを歩行者そのものに徹底することといふのは、これはあなたの方の範囲の力ではできないわけですね。やはり義務教育を持つておる、あるいは社会教育を持つておる文部省なんかの關係になると思ふのですが、そこは、文部省なんかについて、どういふことをやつておられますか。

○政府委員(柏村信雄君) 警察自体としまして、できるだけ啓蒙はいたしたいと思ふますが、お説のように、教育機関とか、あるいは社会教育機関とか、交通安全協会であるとか、そういういろいろなところの協力を得なければできないと思ふます。文部省等につき

まして、保安局長等がときどき協力をお願いするし、現に教科書等について、現在の教科書において、どの程度の教科がなされておるかといふようなことについても検討がある程度いたしまして、それが非常に稀薄であるといふようなことも痛感し、これらについての是正方も申し入れをしておるようなわけでございします。極力そういう点についても今後努めて参りたいと思ふます。

○白井勇君 これは私、皆さんからもそういうような関連の御質問があるようですけれども、こういうつまり非常に多方面に関連します一つの法案を作ります場合は、何かやっぱり、建設省だ運輸省だ、何だかんだと、いろいろありますね、さつきもいろいろ御質問が出ています、そういうもの、総合的に何か判断し、その関連をはつきりさせるような体系がないように思ふのです。特に私は、少なくとも二章の歩行者の問題につきましては、はつきり申し上げれば、やっぱりこれは、教育關係を担当しております文部大臣なり何か一つ協力を求めるような条文でもあつてしかるべきだと私は思ふのですが、当然、そういうことはほかの例もありですね、いろいろ法律を見ますと、関連してはいます。そういうことをなせ考えないのですか、こういうことについて。

○政府委員(柏村信雄君) 政府機関同士のこととございしますので、こういう法案に協力關係を規定するといふこと、でなしに、やはり事実上政府一体と申します、政府機関が互いに協力し合つていくといふことで進むべきではないか。今までのやり方が、そう申し

ておりながら、先ほど来おしかりを受けておりますように、十分徹底してないといふ点については、われわれ十分反省しなければならぬと思ふますけれども、法律の規定によつて、協力すべしといふようなことでいくべきではなくて、やはり実際に十分お互いに理解し合つて協力をしていく、そういう政府の方針と申します、国の法律といふものが十分徹底して守られていくといふ方向に進むべきではないかといふふうに考えております。

○白井勇君 それから、意見になりましたが、とにかくはかの例を見たつて、こういうことについて当大臣はこういうことに協力しなければならぬ。それぞれあるわけですよ。少なくともこういう大事な点については、あなたの方でいくらかやきもきして見ても、できる範囲が局限されておるのです。もつと基本的なことは、教育關係をもつ、そこに責任を持たせなければならぬと思ふますから、私はやはり法律自体に入れていいのじゃないかと思ふ。これは私の意見ですけれども……。

○湯澤三千男君 ちよつと念のために伺つておきたいのですが、横断歩道を通るときに、左側を通るか右側を通るかといふことは指図ですか。この規則によつては当てはまらぬように思ふ。

○政府委員(柏村信雄君) 横断歩道については規定がないのであります。規定がないので、できるだけ、先ほど列車の駅の構内等についてお話をしましたように、あらゆる機会にそういう指導をして、ぶつかり合はないようにしたい。現に踏切は道路でございしますから、これは当然右側通行すべきもの

でありませうけれども、両側から待つてゐるものが右左にぶつかり合うといふのが多くの場合の実情だと思ふますので、こういう点は、踏切はもちろん、横断歩道につきましても、そういう点を徹底して参りたいと思ふます。

○湯澤三千男君 もう一つ、念のためちよつと伺つておきたいのですが、左側通行と右側通行といふこと、これは、各国の例はどうなんですか。

○政府委員(柏村信雄君) アメリカ等におきましては、車が右で人は左といふことで、イギリスはたしか車が左だったと思ふます。こういうことで、各国まちまちでございしますが、統計的には、車が右という方が先進国においては多いのではないかと思ふます。

○委員長(新谷實三郎君) 一時四十分まで休憩いたします。

午後二時十五分開会

○委員長(新谷實三郎君) 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

道路交通法案について質疑を続行いたします。

○鈴木壽君 第十三条の二項で、「指定した道路の区間においては、道路を横断してはならない」といふことがありますが、この場合はやはりあれですか。九条の二項の「禁止、制限又は政令で定めるものは」といふ、これに對應するところにもなると思ふますが、こういう場合には道路標識を設置しなければならぬといふことが九条二項にうたわれておりますが、当然ここにこれはかかつてきて、道路標識の設置等がなされなけ

ればならぬということを前提にしたことは条文でしようね。

○政府委員(木村行藏君) その通りでございます。

○鈴木壽君 十四条でちょっとお伺いしたいのですが、一、二項等で、白色のつえを持たなければならぬとかということがあるのですが、現在でも、白色のつえを持たなければならぬというものが現行法にも例があるわけですね。そういうものを持たないで、白色のつえを持たないで歩けないということがあるのですが、これは励行されておりますか。同時に、それを何かこう励行させるための指導的なものについて考えておりますか。

○政府委員(木村行藏君) この点は、比較的励行されております。それから、この点についての行政指導につきましては、全国の安全運動その他で、安全運動の場合は、もちろん私もこれが項目に入れます。具体的に指導し、また安全協会は地方単位のものもございますが、それらのものを利用して、周知徹底いたしておるわけでございます。

○鈴木壽君 私、これは全部ということじゃないのですが、よく目の見えないうんさんなんかに通っている。いなかの方なんかでは、白いつえでなくて、別のつえをついておるのですが、こういう法があり、また、こういう法によつてそういう人たちが危険から守られるということがねらいでしようから、励行方について特段の何か、安全協会なりあるいは取り締まり当局の方からやっていただいた方がいいのじゃないかと思うのです。

歳未満の者」を児童と、こういうふうにカッコ書きしてありますが、こういう児童なりあるいは六歳未満の幼児なり、これの保護という立場でこれは設定されたものだと思うのです。その点は、考え方としては私異議がないわけなんです。ただ、年令の区切り方です。年令の区切り方が、実際問題として十三歳未満、まあ十二歳から十三歳までの間の、満で数えて十一、二歳までの間ですね。こういういわゆる児童の遊戯なんか、なかなかこれは大へんなものだと思うのです。実際問題としては、保護者の立場からいうと、こういうことをきめても、現実の問題としては、こういうことが守れないではないか。まあ道徳的な規定、訓示規定にすぎなくなるのじゃないか。特に、もう一つは、都市なんかにおきまして、子供たちの遊び場所、遊戯する場所等がないというのがたくさんあるわけなんです。それがたとえ交通のひんばんな所あるいは路切もしくはその付近の道路、もちろんこれは、そういう所で遊んでいいというわけじゃないのですが、十二、三歳になれば、相当その付近で遊んでおつても、必ずしもとがめることもできないし、保護者の立場にある人たちが、一々それまで目を光らせて、どうというようなこともできないと思うのですが、従つて十四条は、いわば道徳的なあるいは訓示的な一つの規定になると思ひますが、こういう点については、これはちょっと三項あたりになりますと、やはり問題じゃないかと思うのですが、どうですか、その点についての見解は。

○政府委員(木村行藏君) 確かに現状では、児童なり幼児の遊戯場所などが十分でないことは、実情として相当あると思ふのです。これに關しまして、私も、ただ法律を作つて作り放しというものでなしに、たびたびやはり地方公共団体に對しまして、遊戯場をできるだけ設置してもらいたいというようなことも要望いたしております。しかし、それは要望通りにはいってないというところは、あるいはごらんの方所があるかと思ひます。そういう意味におきまして、やはりそういう面の並行というものは必ず必要だと思ひます。ただ、都会の場合において、若干いなかよりもさらに条件が苦しいものから、ここに「交通のひんばんな道路」ということをかぶせているような状況であります。

○鈴木壽君 こういう一つの、たとえば子供を守るとかという立場、それから、目の見えない方をやはり守つてやらなければならぬという立場としては、私賛成ですが、こういうふうにはつきり年令を区切つてしまつて、満十一歳から十二歳、十三歳に至るまでというのは、小学校の上級から中学の初級まで入りますね、これに、そういう子供に、教える立場におつて、交通のじやまになつたり、あるいは危険があつては困る、あるいは自分自身に對するけが等があつては困るという立場で教えるということについては、私はいいのですが、實際問題として、「路切若しくはその附近の道路」において遊戯をさせないかぬと、こういうことも、實際においてはちがはなところが出てきはないかと思ふのです。これは、ある場合には取り締まらなければならぬですね。私はそう思ふのですが、取り締まる立場からいつても、その程度の子供がそこ

に遊んでおつたからといって、すぐに危険と結びつけてどうのこうのと言えないと思ひますし、ちょっとそこにデリケートな問題があるんじゃないですか。

○政府委員(木村行藏君) 確かに御説の通り、なかなかデリケートなところはあるわけでありまして。これに關しまして、先ほど申し上げた以外に、私たちは文部省に連絡いたしまして、これはおもに内閣にありまして、この交通事故対策本部の決定に基づきまして、文部次官の名前で、いろいろな学校教育における面におきまして、児童の歩行なりあるいはその他の關係におきまして詳しく通牒を出していただいております。それについて相當の指導をしていただいておりますけれども、必ずしもそれが満点にいつているとは申しかねるような状況にありまして、従ひまして、この運用につきましては、もちろんしゃくし定木にはいたしておりません。

○鈴木壽君 ここに「保護する責任のある者」と、こういうふうなことがありますが、そのことから、保護する責任のある者は、そういういわばここに書かれてあるような所で遊ばしてはいかぬ。そこで遊んでおつた場合に、これは罰則はもちろんありませんけれども、保護する立場にある人のまあ監視といひますか、監視というか、そういう者の手落ちというものは責められなければならぬですね。そこでその場合、さつき言つたように、年令の問題です。ここにある幼児とか、あるいは十歳未満という場合であればいいが、小学校の五年、六年あるいは中学校の一年、あるいは二年に足をかけ

ている者もあるかもしれません。そういうのを一々こういうことで縛ることができるものかというふうなことを考える。だから、言葉に對しての説教はあるいはできるかもしれません。言葉だけで足りるのかというところ、私はそうじゃないと思ふので、何かこう、何べんも言うように、これは一つの訓示的な道徳的な規定なんだと言つてしまふばそれまでなんですけれども、もつと年令等については私考えるべきじゃないかと思ふのですが、そこら辺、やつぱりこのままでいいのではありませんか。

○政府委員(木村行藏君) 年令の線を引きましたのは、大体社会通念に基づきまして、また實際、六歳以上十三歳未満といふのは、おおむね小学校在学中の一年から六年ぐらいまでのところをさしているわけです。それから、幼児は、ここに書いてありますように、その以前の小さい子ということ、大体その辺のところが歩行上やはり一般のおとなと違つて、あるいはそれ以上の者に比較して、相當注意能力が低い。また危険である。また、實際からいひまして、その辺のところの被害者が相當多いわけでありまして、そういう状態から、一応その辺に線を引いてみたわけでありまして。

○鈴木壽君 やつぱりできるだけ私どもは法は守つてもらいたいし、従つてまた、守れるような法でなければならぬと思ひ、罰則のあるなしにかかわらず、やはり法のきめられてあるという規定なりに従つてわれわれの生活も規制されていかなければならぬと思ひますが、そういう立場でものを考えていく場合に、やはり罰則もな

し、違反した場合どうするかというよう
うなこともないので、それから、まあこの程
度のことはというふうに見のせせば、私
は見のがせると思いますけれどもね。
何かあんまりこういうふうにきちん
とやってしまうと、もう最初から守られ
ないようなことが書かれてあって、それ
が常に大目に見られているという事態
が出てくるのではないか。そこで私は、
法の建前から、それを守るという立場か
らすると、工合の悪いものではないか
というふうに思うわけなんです。さっ
きあなたもおっしゃったように、この
六歳以上満十三歳未満、これは大体小
学校ですが、小学校でも五年、六年に
なつて、一々をり、何といいますが、こ
れはなかなか容易でない問題ですよ。
特に、遊び場のない子供が、踏切付近に
ちよつとした遊び場、正規なものじゃ
なくても、そこで遊んでいるという所
があるのですね。ですからこの点、私
けちをつけるようでありますが、年令
をあまりこういうふうにきちんと限つ
てしまふというのはですね。むしろ幼
児あるいはそれに近い者というふうな
ことにして、そのためにやはり保護す
る責任のある者に対する一つの責任を
自覚してもらふ、こういうふうな考え
方で文章が書かれてあつた方がよりよ
くなると思うのですが、どうです、長
官、何かその点について。

○政府委員（柏村信雄君） この規定は、おっしゃる通り全く訓示的な規定、第三項につきましてはそういうことと言えぬわけです。第一項、第二項におきましては、これを守る方の側の注意を喚起するということが相当あるわけでございますが、第三項につきましては、保護する者についての訓示規

定でございますが、こういう規定によつて、小学校なりあるいは小学校に入らないものについて親たちがやはり責任を持って、できるだけ危険な遊びをさせないということに努力してもらい、また学校等においても、そういうことについて注意をし、協力をしていただくという趣旨のものでございますので、やはり小学校の子供というものを一つまとめてここに規定したと、こういうことで、これを三年以下とかなんとかいうことも、そうしたからどうだという問題でもないんじゃないかというふうに思うわけでございまして、未就学の幼児と、それから小学校の子供というよりなものについては、危険なところで遊ばせないという親の注意を喚起するという意味の規定でございまして、まあこの程度のものはあつていいんじゃないかと思ひます。

○鈴木壽君　私も大した、大問題だというわけじゃないけれども、あまりびしつとやられるという、はてなというふうに思うわけなんですがね。ですから、小学校の上学年であっても、父兄、保護者の立場からいって注意しなきゃいけないということもあるし、いわばここにあるよりないいろいろな、何といいますが、幼児のみならず、いわゆる監護者というよりな立場でいろいろ教えないきゃいぬ点、ついておらなきゃならぬところもあると思います。が、今言ったような感じで、どうも少し、児童、幼児そのままであればよかったかもしれないが、ここにこういうようにきちんと年令が打つてあるものですか、じゃ児童とは何歳か、幼児とは何歳かという質問が、あるいはなければ出てくるかもしれません。

が、まずそういうような感じ、まあい
かし、これは大した問題じゃございま
せんけれども、そんな感じがしたもので
すから……。

○木下友敏君 今、鈴木さんが言われたことなんですが、私は、年令のこととしては実は少しやかましく言いたい。十三歳ときめたその根拠がどこにあるかという、ということを聞きたいのです。

○政府委員(柏村信雄君) この「六歳未満」というのは、未就学のものでございします。それから「六歳以上十三歳未満」というのは、小学生というふうな考えております。

○木下友敬君 この前も、どうも私は、用語について何かこの法律の上では統一がほしいということを言つたわけです。ここでは「児童」と書いて、そして「六歳以上十三歳未満のもの」を

ら十四歳を境にするとか、十三歳を境にするとかいうふうに努力すべきであるということが一点。

それからもう一つは、今、小学生と
いうことに持つてこられたというの
も、それは一つの見解であるけれど
も、これを科学的にいうならば、一
体子供の心理発達の上からいって、何歳

ぐらいまでが一人で道路で遊ばすことが危険であるかという統計に基づいて、実績に基づいて法文を作るということでなければ、罰則があろうとなかろうと、少なくとも国の法律で出すのであれば、それぐらいな基礎的な勉強が必要だ、この二点を考えるのです。

○政府委員（木村行藏君） 確かに、ただいまお話の通り、一般の法を守る国民の側からするならば、できるならば、いろいろな法律で使われておる用語は一本である方が、非常に国民の立場からいって便宜かと思えます。しかし、まあそれぞれの法律で目的が若干食い違っておりますし、また、規制内

歳という線を設ける、それから、児童福祉法では十八歳未満ときめるとか、そういうことのわずらわしいことを避けるために、この道交法では、児童とか幼児とかいわないで、全体に十三歳未満の者というふうに、一口にいってしまふということには御賛成できないですか。どこにそうすれば困った点が出てくるか。

○政府委員(木村行禮君) 立法技術といたしましては、今お説の通りの表現をやるということが、必ずしも不適当とは言いかねると思ひますけれども、ただ、児童、幼児というふうな表現にいたした方が、むしろ一般の社会の言葉になじみやすいという観点から、

ただその場合に、年令がはっきりしない
いと、たとえ罰則のついていない法律
上の義務であっても、やはり法律上の
義務であることは間違いないであらう
で、できるだけやっぱりその年令の内
容を練を引いた方がいいのではない
か、こういうふうに感じて、年令を入
れたわけがあります。

○木下友敬君 私は、年令を入れられることをいけないというのじゃないです。年令を二通りに分けないで、あつさり、十三歳とあなたきめたいなら、十三歳未満として、幼児も含めてしまふ。幼児でも乳児でも、十三歳未満には違いないのだから、それで、先の方の注文は、十三歳から乳児までほとんど同じですから、児童と幼児というものを分けていわないでもよくはないか。その方がかえてほのかの法文との定義上よくはないかと、こういうことなんです。

○政府委員(相村信雄君) この三項の中でも、児童に対しては、交通ひんば

んな道路等で遊戯をさせてならぬ、幼児においては遊戯もさせてならぬし、また監護者がつき添わないで歩かせてはいけぬ、こう二つに分けておきます。それから、たびたび児童、幼児と、こゝ出てくるわけでございますので、十三歳未満の者とか、六歳未満の者とか、こゝ一々分けて書くことは、非常に法文としてもどうかという気がします。大体まあ児童といへば小学校の子供、幼児はそれ以下の者、こゝいうふうに概念していただいて法文を読んでもらうという考え方をさせていただきます。

○木下友敬君 ほかの法文との関係で、大体児童といつても、国民は幾つもの児童を考へなげなぬといふことは、これは、専門家からいへば、この場合はこゝだといつていかにもわからぬけれども、受け身は一つですからね。国民といふものは、いろいろの法律で縛られるわけですから、保護もされるけれども、縛られるわけだから、なるたけ一本でいってほしいといふのが私の言ひ分なんです。そうしてもう一つは、なぜ十四歳にしかつたか、あるいは十二歳にしかつたかといふことは、小学校といふことだけなんです。たとえば、刑法でいいますと、十四歳未満の者は処罰されないといふ規定がないからいふやうなもの、もし十三歳で線を引きますと、十三歳から十四歳のその一年間といふものは、そこにブランクができます。十四歳だと、道路で遊んでいれば、これにはないけれども、罰金といふことになれば、十四歳以上は処罰される。十三歳未満は保護される。十三歳から十四歳ま

では、これは何にも手が届かないのだといふことになつてしまふ。○政府委員(木村行蔵君) これは、先ほどから申し上げたことと大体同じことを申し上げますけれども、まあ小学生といふことを一応目安としたということ、それから、實際被害の多い者は比較的この線以下の者が多いということ、絶対的な線といふのは必ずしも引きにくいと思ひます。満十三歳半になつたから安全だとも言へないし、また中には、十二歳半でも非常にしっかりした子があるかと思ひます。まあそこらは個人的差があるかと思ひますけれども、一応社会通念からいいますと、小学生あたり以下は相当保護を要するのではないかと一一般社会通念に基づいたわけでありませう。○木下友敬君 そこで、十三歳といふのは小学生だと。私は、これはどうしても、立法の技術からいって、小学生といふことが書けなければ、これはまあ別の問題で書けれども、年令をあげていくからには科学的な基礎が要する。十三歳までが一番道路で遊んで、十四歳になれば道路で遊ぶ率が少なくなつてくるからとあなたが言ひなれば、十三歳とすつきり切られてもいいと思ひけれども、この際、鈴木さんの言われたいやうに、大事な問題ではないといふことで書けれども、私は大事な問題だと思ひ、国民が困るのだから。この点では、もう少しはつきり言つてもらいたい。そゝういふあいまいなことは、私は法律では許したくない。たとえば、交通のひんばんな道路、それがひんばんかといふことは、これはお尋ねをして、こゝまではひんばんで、こゝはひんばんでないといふことは言へないか

ら困る問題で書けれども、具体的にどういふものをひんばんと考へていられるのですか。○説明員(内海倫君) まあごく社会通念的に考へざるを得ないのでございませうが、私どもの立法いたしましたときに検討いたしましたのは、結局、その道路の幅とその上を通行しておる歩行者あるいは車両等との相関関係で決めていくと、結局、ある程度そこを通行しておる人が注意をして歩かなければならぬといふふうな交通の状態にある所を、またあるときを交通ひんばんな道路と、こゝいうふうに理解して書いたつもりでございます。○木下友敬君 こゝいうのを聞くのが実にお気の毒なくらいで、そんな答えならば、それはだれに聞いたつて、法律家に聞く必要はないので、聞いたのが無理かもしれませぬけれども、實際から言つて、田舎の交通ひんばんでない所では、子供はまだ遊ぶ所はあるのです。都会の交通のひんばんな所に住んでおる子供は、別に広場は持たない。これはもうあなたの方では解決のつかない問題であるから、これもまた、学校であるとか、あるいはその他道路に關係する建設者とか、そゝういふものでお話し合ひの大きな対象になるものだと私は思ひます。ただ、交通のひんばんな道路といつて書いてしまふば、法律ではそれが書けるかもしれんけれども、これも私どもにとつては非常に困る。国民にとつては困る問題だと思ひます。「保護する責任のある者」といふのは、これは何ですか。「保護する責任のある者」といふのは、これは何ですか。は、保護者といふふうに考へていいですか。

○説明員(内海倫君) ここで「保護する責任のある者」といふておるのことは、比較的広くとつておるのでございませうが、その子供について、児童または幼児についての両親、それから学校あるいは幼稚園の先生あるいは保母、もとよりそゝういふ当該児童あるいは幼児に直接關係のある先生または保母、あるいは成年に達しておるような兄弟、あるいはそゝういふような人に保護を委託された人、そゝういふような範囲で考へております。○木下友敬君 保護を委託された人も入るんですが、「保護する責任のある者」の中に。○説明員(内海倫君) 特になんてば子供の引率を頼まれて、親から頼まれて連れて歩いておる人、こゝいうふうな者は、この「保護する責任のある者」といふことに考へております。○木下友敬君 この「保護する責任のある者」といふのは、児童福祉法の六条でいう保護者、あれを見ますと、「この法律で、保護者とは、親権を行ふ者、後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいふ」と、こゝなつておりますが、その保護者と解していいかどうか。こゝいう質問でございます。○政府委員(木村行蔵君) 今お示しの法文の用語よりは広うございませう。○木下友敬君 広いとか狭いとかではなくて、もう少しわかりやすく言つて下さい。○政府委員(木村行蔵君) ただいま交通課長が申しましたやうに、相当範囲が広がつてしまつて、たとえば、両親とか幼稚園の先生とか保母あるいは現実にその保護を委託された者あるいは先生、こゝいうような者までも入ります

ので、児童福祉法にいう場合よりは範囲が具体的に広がつておる。こゝいうふうに申していいと思ひます。○木下友敬君 そこで私は、この三項の後段の方が重複したやうな気がするので、す。「保護する責任のある者」といふのが、そゝういふ広い意味のものであるならばです。「保護する責任のある者」は、「幼児に遊戯をさせ、又は自ら若しくはこれに代わる監護者が付き添わないで幼児を歩行させてはならぬ」となつておりますが、「これに代わる監護者」といふのは、もう最初の「保護する責任のある者」の中に入つておるはずですね、広い意味ならば。「又は自ら若しくはこれに代わる監護者」といふのは、そゝういふ意味では、監護する以上は、あなたたちの広い意味で言われる「保護する責任のある者」といふ中に加わつておるから、こゝで再び「代わる監護者」といふ、こゝのむづかしい言葉を使つてくる必要がないやうに思ひます。保護者の中に入つておるやうに思ひますが、どうですか。幼稚園の先生までいつておるとすれば、初めのが、児童福祉法でいうやうな、親権を行ふ者とか、あるいは後見人とか、児童を現に監護する者といふやうな、そゝういふやうな言葉が入つておればあれだけれども、そゝうじゃなく、初めの方を非常に広い意味にとれば、女中さんであつたやうなものであらうと、初めの「保護する責任のある者」に入つておるから、それにもう一つ、「代わる者」といふのが世の中にあるかどうか。しかも、児童福祉法では、「後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいふ」といふ、この保護者といふ言葉の定義

がですよ。「現に監護する者」といっている。それよりもっと広いのがこの三項でいう「保護する責任のある者」というならばですよ。ほかにもう私は監護する者はいないと思う。

○説明員(内海倫君) ここで「保護する責任のある者」といっておりますのは、先ほども言いましたように、児童福祉法にいております保護をする責任のあるものよりはかなり範囲を広く考えておるわけでございますが、しかし、同時に、ある状態を前提としたしますれば、おのずからその責任の範囲が局限されてこようかと思ひますが、次の項の「又は自ら若しくはこれに代わる監護者」という場合の監護者は、さらにその範囲が広がってくるのではなからうかと、こういうふうに考えております。

○木下友敬君 それじゃはつきりわかるように例をあげて、その最初にいう「保護する責任のある者」のほかに、「これに代わる監護者」と、二つこう並べて言ってみてもらいたい。初めのこの「保護する責任のある者」の中に、たとえば、親はむろん入るでしょう。兄弟も入る。それから、そのうちに使われておる女中さんもあるでしょう。広い意味で幼稚園の先生も入る。そうすると、そのほかというところになつてきますと、幼稚園の先生がついていておつたけれども、通りがかりの人に頼んだ、その人の今度は責任になるか。実例によつて一つ示してもらいたい。

○政府委員(柏村信雄君) どうもなかなかこまかい問題になつて参りました。が、私どもの理解としましては、たとえば、母親が五つの子供を持つておる。これを幼稚園に入れて、幼稚園で預かつておる間は、幼稚園の父母が責任を持つておることに思ひます。それから、これが帰つてきて、うちで遊んでおると、そのときには、責任ある者というのはその母親になる。ところが、母親が買い物に行かにかねで、隣のお嬢さんに頼んで行つたという事になれば、その引き受けた人が監護者になるという事に相ならうかと思ひます。

○木下友敬君 いや、それだから困るでしよう。次々にその責任ある者が変わつてきます。隣のお嬢さんに頼まれたら、隣のお嬢さんが責任があるという事になるであらう。そうすれば、その時点々々で人は変わつても、それが保護する責任のある者といふことになつてくるわけ。責任者になるわけ。だれでも責任者になれるのだから、さらに重ねて、これにかわる者というものは世の中に私はないと思ふ。その時間の時点でいけば、次々と人が変わるのです。

○政府委員(柏村信雄君) その時間の関係におきまして、あるときは母親になり、あるときは保母になるというところでありまして、その母親がみずから付き添ふか、または、自分がどこかに行かなければならぬというときには、隣の人の人に頼んで、その人にさせるという事をこの母親に要求しておるがこの規定なのであります。

○木下友敬君 ですけれどね。さっきのように、「保護する責任のある者」といふのは、児童福祉法でいうそれとは全然違つて、それより幅の広いものだといふことであれば、あとのこの頼まれて監護するといふ者は、世の中に存在しないと思ひます。そういうものは、保護する責任のある者は、もろに頼まれたら責任が出るのですから、お隣の嬢ちゃんに頼まれたら、その瞬間からこの「保護する責任のある者」といふことになるのだから、その人以外にはもうないわけなんです。あとの「これに代わる監護者」といふものは、これは幽霊なんです。法律の文章では、私はそれぐらいの厳密さがあつて——これをあなたが小さい問題と言ふなら、どこまでも僕は言わなければならぬ。私がうちの家に頼んで、うちの家内が隣の嬢ちゃんに頼んだら、その瞬間からその責任はその人に移つていくわけ。それ以外にこれにかわる監護者といふのは世の中に存在しないといふのがこの法律の考え方であらう。こういうのです。

○政府委員(柏村信雄君) 私が申し上げましたのは、何もこれをつまらぬといふのじゃなくて、こまかい議論という意味で申し上げたのでございす。

○木下友敬君 ちよつと、こまかい議論と言われますけれども、逐条審議です。逐条審議だから、一々僕はまだこれから小さいところをつつていこうと思ふのに、こまかい問題だと、どこでそれじゃ言いますか、それを。こまかい問題と言ひならば……。

○政府委員(柏村信雄君) いや、こまかい議論になつたと常識的に申し上げたのです。

○委員長(新谷寅三郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(新谷寅三郎君) 速記つけて下さい。

○木下友敬君 それで私は、ここ以外

にこの法律の文章を審議する所はないと思ひます。一つの文字でもおろそかにしたくないわけなんです。罰則があれば、それははつきりするから、大目に見ておつてもあとで困ることはないけれども、罰則のないものこそ、私はよく調べていきたいと思ひます。だから申し上げておる。たとえば、それからいけば、十四条の一番初めに、「目が見えない者」と書いてある。今まではめくらと、たとえば、あれは施行令の十七条でしか、めくらと書いてあつたのが、今度は「目が見えない者」と書いてある。これは非常にいいと思ひます。こういう言葉を使われることには、私は全幅的な賛成をする。そこでも、しかし私は、「目が見えない者」といふのがほんとうにやないか。「目が見えない者」、「目の見えない者」、「その「目」と「の」を私は陰議したいくらいに思つてゐるのです。

しかし、そんなことを言へば、おそろしく皆さんはこまかい問題と言われるだらうけれども、私は、そこまで法律の文章といふものは考へてもらいたいという考へだから、今申し上げておるのですから、どうかこまかいとか大きいとか、狭いとか広いとかいふことではなくて、さっきの「保護する責任のある者」といふのを、児童福祉法でいうよりもっと広いものと言われるならば、あとの「これに代わる監護者」といふものは存在しないといふことになつてくるから、これは一つ、私は統一して答へてもらいたいのと、同時に、十三歳とかいうような年をきめる場合には、もっと科学的な基礎において、それでなければ、あつさり「小学生は」といふようにする。それから、

さつきも申しましたように、後段では二つに分かれておるけれども、初めに「児童」といふて、カッコして「六歳以上十三歳未満」といふ場合には、初めから十三歳未満といへば、私は文句はつかない、こういうことに対する納得のいくような御返事をこの次のときに承りたいと思ひます。

そこで、それじゃ今の目が見えない者、目の見えない者、それはまああとで考へてもらつて、「目が見えない者に準ずる者を含む。」という、この目が見えない者に準ずるといふのは、どういふ者を含んでおるか。その全部を言つてもらひたい。

○説明員(内海倫君) ここで「目が見えない者」といっておりますのは、他の言葉をもつて示しますれば、いわゆる厚生省関係の法令にも使用されておりますが、いわゆる盲人、あるいは、私ども、厚生省の方でやはり調べましたところ、全盲者、全盲といつては、目で見えますが、全盲に該当する人についておられます。それから、「目が見えない者に準ずる者」といふものは、これも調べたのでございす。これを「目が見えない者に準ずる者」といふに私は私は理解して書いておるつもりでございます。

○木下友敬君 極度の色盲は入りませうか。青と赤の鑑別が全然できない色盲性は……。

○説明員(内海倫君) この場合におきましては、色盲は含んでおらないつもりで書いております。

○木下友敬君 これは、道路交通法である以上は、運転手の方は色盲は許

可されませんが、しかし、道路の方の安全と、それから円滑な交通をはかるためには、これは交通する人もまた同じ責任があると思います。そういう意味で、この十三条以下ですか、この歩行者の責任も、また保護するべき事項もここにあげてあると思いますが、あの信号が全然見えない——耳の聞こえない者は、またこれは、警察官の笛も聞こえないから、いけないだろうと思ふのですが、色盲で全然見えない者は、これはどうですか。加えるべきものでないかと思うのですが。

○説明員(内海倫君) まことにおそれ入りますが、ちょっと今聞き漏らしたのですが……

○木下友敬君 色盲で、道路標識、道路標識といいますが、青、赤出ますね、あれが見えない人、ものは見えるけれども色の見えない人、これは、その視力の非常に少ない、「目が見えない者に準ずる者」の中に含むべきではないかというのです。

○説明員(内海倫君) ここに書いておられますのは「白色に塗つたつえを携えていなければならない」、白色のつえを携えるようにいたしましたのは、他の歩行者、交通者がこの人に対して注意をして、結局保護していくという観点に立つものでありますので、この色彩の識別ができないというところは、確かにその方の歩行については十分でない点もあらうかと思いますが、いわゆる目が見えない人と比較いたしましたのであらうかという観点から、私も立案いたしましたものとしましては、「目が見えない者に準ずる者」という一応範囲の中には入れずに考えて参りました。

○木下友敬君 そこで、「目が見えない者に準ずる者」というこの言葉は目に關してあるから、私は、これはほんとうは入れてもらいたいと思うのであります。見える見えぬではない。色盲というもの、これは見えない方のものだから、それも含めた方がいいのであつて、そういう者には白いつえを持たすということがあるけれども、ここでは、この項では白いつえが主体であるならば、ここに入れないまでもそれでいいでしょう。入れなくてもいいが、それじゃほかの別の項目を作つて、つえには関係なく、とにかく赤が出ておるのにひよろひよろ歩く人があつては困るわけだから、これに対しても、私は何か他の者が保護してやる責任があると思ふ。それと同時に、これは、目と耳のことがここに書いてありますが、これはどうなりますかね。これはときどき出つくわしますが、原因は、あれは中風か、あるいはけがが原因かもしれませんが、非常な歩行のおそい、あるいは不自由な人がひよろひよろ行つてゐる。途中で非常に困る。それには、だれも付き添いがついておらぬという場合には、あるいは極度の通行の妨げのおそれのある人間については、児童であるとか、あるいはこころい目の見えない者と同じように、保護者がつくべきである。これは、つえは白であらうと黒であらうと、だれかついておらぬと實際問題としてあふないが、この道交法の中に、そういう者については全然いっていない。これはどこかでうたうべきじゃないかと思ふが、お考えはどうですか。

○説明員(内海倫君) ただいまのお説の点につきましては、やはり立案過程でいろいろ検討をいたしましたのでありますが、さて、その範囲をどの程度に定め、かつ、どういふ表現をするかという段になりまして、非常にこれはむずかしい問題になりまして、もしそういうことを書くことによって、場合によりきつと、非常に不公平になつたりする。この案には書き得ずに終つたわけでありまして、従いまして、一般的には、そういう方に対する通行上の保護というものは、たとえば、特に警察官が街頭におりますような場合においては、これに対して特に配慮をする、あるいは自動車等を運転する人においては、特にそういう人についての注意を払うというふうなことを強く要望すること以外にならうかということでは、実はここには特に入れずに終つた次第であります。

○木下友敬君 私は、實際問題として、非常に足の不自由な人などで、交通が妨げられておる場合が非常に多いと思ふのです。目撃するのです。これはどこかでせむ……この原案を作つたから、それはもう、ほかから言つても入る必要がないという考えでなくて、気づきを述べておるのだから、どこかでそういうものに対して考慮をすべきであると同時に、たとえば、気遣いですね、気遣いなどについても、何とかいなければ、ひよろひよろ出てきて、でたらめやつてもらつちや困るのです。酔つぱらひ以上には私はいけないと思ふ。運転手は、むろん精神病者はいけないけれども、精神衛生法でも不備なところがございますが、外をふらふら歩いたら、これは人を殺したりするやうな、けがをさせたりするやうな、そういうものでなくても、道路にどうい

う標識が出ておつても、すまして出ていくというくらいのものであつても、何かの考えをこめて表現させていかなければならぬ。それと同様に、まあ何か急ぐ用があるやうですから、一まめに言ひますが、たとえば動物などを引っぱつていく、あるいはサーカスなどがきて、動物を道路に引っぱつていくというときには、あれは特別に何か、警察署長か何かの許可を受けてオンパレードをやるのでしうけれども、ああいう、どうかすると危害を与えるかも知れないやうな動物を町を引っぱつて歩くときには、どうかしなければならぬというふうなことにしても、私は、これは気遣いと動物を一緒に並べて言つてよくないから、別々に言いたかつたけれども、急いでおられるから一緒にしているのだけれども、どうですか。そういうものについては、何か手当をしておく必要がないか。

○政府委員(木村行蔵君) いろいろ態様によつて違ひますけれども、たとえば相当巨大な動物、象のような、歩道を通つてもらつちや困るやうなものについては、午前中も審議がありましたように、十一條の第一項の政令で、できるだけ具体的に書きまして、車道を通るやうにする、こころいふに、若干そこでカバーいたしております。

○木下友敬君 精神病についてはどうですか。

○政府委員(中川重治君) 木下先生の言ひになりましたやうないろいろな形態がおつちやるやうに考えられるのであります。この法律の立場といたしましては、そのうちに、目の見えない方、耳の聞こえない方につきましては、

ただいま御説明いたしましたやうに、制限をもつていたしますし、それから、通行方法に關しましては、第七十六條、七十七條で処置いたしますし、行列等につきましては、保安局長が答えいたしましたやうにいたすのであります。それをもつてもカバーできないやうな方法が確かにあり得るわけですが、お尋ねの精神病の方につきましては、いろいろ個々の交通につきましましては、大いに保護についての検討を要すべきであると思ふのでしうけれども、そういうたくさんの方々に、その人たちの交通を禁止するということはまた無理でございますので、そういう点はまた、たとえば精神病予防法とか、そういう別の法律による保護を考えていただくことが一つ、この法律全体としては、大体特異な交通の制限をするとか、交通の制限をある目盛り以上になつたものについては規定をしていく、その目盛りに満たざるものにつきましては、運転者の一般的な注意義務とか歩行者の協同の精神によつてカバーしてもらいたい、こころいふに考えるわけですが、従つてお尋ねの最後の精神病の方につきましては、確かに精神病の方がお歩きになることによつて他の歩行者に差しつかえる面があるわけでありまして、その面につきましましては、運転者の注意義務によつてある程度カバーし、あるいは歩かれる方の協同精神に期待いたしまして、いろいろなニエンスが確かにあるわけでありまして、法律にはつきり制限いたしますやうなことは明確に規定をいたしまして、それほどに至らないものにつきましては、相互扶助の精神と、もう一つは、運転者の注意義務によつてカ

パーして参りたいと、こういう角度で
実は提案いたした次第でございます。
○木下友敬君　そこで、精神病者の話
は、これは……。

○政府委員(中川董治君) ただいま精神病に關する法令は、御案内と思いますが、精神衛生法という法律があるのですが、精神衛生法で確かに交通のことまでは規定しております。規定しておりますけれども、その精神衛生の状態によりまして、本人または他人に危害の及ぶという場合には、それぞれ規定しておりますので、交通上の危害も精神衛生法にいうところの危害であらうと思いますので、そういう面でカバーできる面もあると、ただし、それだけでもって完全にカバーすることができないので、協同の精神と運転者の注意義務によつてカバーしたいのと、こういうことであります。

○木下友敬君　その精神衛生法では、今あなたが言われたように、やはりあの法では危害ということを考えています。ところが、ここでは、危害まではいかぬで、安全とか円滑とかいうことが主体だから、向こうの方に要求するよりも、ほんとうはこっちの方で、たとえば「精神病者等」という言葉を使つても、どこかで安全と円滑のための安全弁を作つておく必要があるというのと、先ほども申しましたように、それと並行して、極度に歩行の困難な者についても、これは、目の見えない者は、つえを持って歩くという安全さがあるけれども、極度に歩行の困難な者が交通のひんばんな所を横断するというようなことについても、何か少し考えたことをはつきりさしておかないと、この法文を作るまでにはお考

えになったであらうけれども、それが一つも文字の上に現われていないといふのでは困ると、こういうことです。

○政府委員(中川重治君) お説まことと

によく私は理解できるのでございますが、精神衛生法とか、各種の特殊の法規でもって解決できる面がございす。ただし、できない面が御指摘のごとくでございます。できない面について、この法律で考えるのも一つの方法でございますが、この法律の立場といたしましては、目の見えない方、耳の聞こえない方、それから七十七条第一項四号に当たるような場合の規制をすることによって、大きな危害ということについては大体防止できるという角度をとったわけであります。ただいま申しました、本法の規制によるものに比べましては、社会的分量からいえば少ないかも知れませんが、当該本人からい

えば、大へんな問題だと思われていますが、この大へんな問題について、それぞれ一つ一つの態様によって規定するのも一つの方法でございますが、一つ一つ列挙して規定していきますと、その規定の仕方によりましては、かえって本人に迷惑になる場合も考えられる。そういうことになりますので、これは法律の宿命と申しますか、規定の性質上、そういう足の悪い方々につきましても、何がしかの制限をすることによってうまくいくものにつきましては考えたのでございますが、制限することによって本人の利益も害せず、交通を円滑にするということの目的を達する規制の方法が見当たりませんので、従いまして、結論といたしましては、この法律に基づく、道路の使用者の協同精神に期待することが一つと、それから

もう一つは、運転者等につきまして、いろいろ科学的な教養とか、そういうこととの免許試験その他適性検査等によつての注意力に期待すると、こうい

ることによつてカパーして参りたい
 こういふ考え方に立つたわけでありま
 す。

○木下友敬君 私、そういう言
 方、考え方には全幅的には承服できな
 い。というのは、あなた方の頭が目と
 耳に片寄つてしまつてゐるわけです。
 もつと広く考えたらどうかということ
 であつて、交通については、まず目が大
 事だということ、耳が大事だといふこ
 とだけに特に力を入れておる。それな
 ら、私はさつきもそういう言葉を使
 いましたが、統計的には、目の見えない
 者がどれくらいあり、それから足の不
 自由な者がどれくらいあるということ
 をあなたが出して、日本の國民で、目

の見えない者がこれだけいる、足の悪い者はこれだけしかいないじゃないか、だから、そんな者はネグレクトしても、目の見えない者を先に出すと、または、足の不自由な人が今まで交通を妨害したことはこれだけの例しかないけれども、目の見えない者のために迷惑した例はこれだけあると、そういうことを言われるなら、私は、もう一ぺんで、ごもっともでございますと言うのですよ。そういうことを言わないで、ただ目と耳だけでもって、今まで法令にあったのを形を変えて持ってきただけで、それを押し通そうとしているから言っておるので、そうではなくして、さっき申したように、統計がこうなっているということを一言おっしゃてくれるなら、精神病とか、中風の者とか、あるいは炭鉱でけがをした

人が町を歩いている。そういう不具者の数が少ないからと言われるなら、すぐ納得する。それはどうなりますか。

○政府委員(中川重治君) 私、昔、

厚生省で勤務したことがありますので、今先生がおっしゃいましたいろいろな国民のハンディキャップの方々の統計等も知っているのですけれども、問題は、たとえば、目の見えない方とおっしゃいましたけれども、目の完全に見えない方並びにこれに準ずる方につきましては、この法律で規制いたしておるのであります。ところが、目の視力が五〇％の方につきましては、この法律は規制いたしておらないのであります。五〇％の方は、一〇〇％の方に比してお気の毒であることは事実なんです。ただ、五〇％の視力の見えない方につきまして適当な規制方法というものが、本人に非常な義務を課せば別

ですけれども、本人に非常な義務を課するということを除いては、なかなか適当な規制方法がないということに基づいて、五〇％目の見えない方につきましては、協同の精神に期待せざるを得ない。そうすると、五〇％目の見えない方と足の悪い方とは、道路交通の方法という点においては同様な立場になるのではなからうかと、こういう考え方でございますので、統計の点は、確かにハンディキャップの方々の統計も厚生省にあるのでありますが、交通事故の統計となりますと、もちろんそういう方々の事故もござりますが、最近の統計の実数を見ますと、非常に酒を飲んでおつてけがをしたとか、それから、車両の直前直後の交通でけがをしたとか、そういう数字がむしろ多くて、半分目の見えない方々並びに足の

悪いというだけの事故というものが特に多いという実情が見えないわけでありませう。

○木下友藏君　早くそういうことを言

わんといかんです、実数がこうなっているのだと。だから、そういうものはコンマ以下に扱ったのだというように言ってもらわないと、どうも目と耳に集中するようない方だと、これもあるのじゃないか、これもあるのじゃないかと言ってみたくなるから、数が少ないのだと言えば、それは、世の中数の問題ですから、そんな少ないものは相手にしないでもいいというように、私も納得するわけです。

○西郷吉之助君 関連。この十四条の、目の見えない者が白いつえをつくという、白いつえというのは、万国共通ではなかったかと思うが、どうですか。

○説明員(内海倫君) 万国共通でございます。ただ、格好は、幾分アメリカの方がちよつとスマートになっているだけで、共通でございます。

○西郷吉之助君 万国共通なら、そういうことから答弁すれば、一番はつきりするのではないのですか。目の見えない者は白いつえをつく、その白いつえというのは万国共通なら、そういう答弁をすれば、一番了解しやすいのではないか。万国共通なんだから、日本はただが目の見えない人以外の者を加えるということとはかえつていかぬのだから、外国人もおるのだから、そういう答弁をすれば一番明白なんです。

○鍋島直紹君 一つだけ聞きたいのですが、横断歩道で、普通の四つかど交差点等じゃなくて、国道——第二京浜のような国道の中の横断の歩道が路上

に表示されておりますね。そういうた
とときに、歩行者が横断する際、現状に
おいては非常に危険だと思われるので
すが、原則として、これは全くいつい
かなるとき横断をしても安全である、
歩行者優先であるという原則を今後厳
守されるかどうか。その点だけ一つ。

○説明員(内海倫君) 現在におきま
しても、横断歩道の通行につきまして
は、絶対安全を確保するための努力を
いたさなければならぬわけですが、
ますが、現行法の規定におきまして
は、横断歩道の場合におきましては、
自動車は除行するということになって
いるのでございますが、今回の法案に
おきましては、「運転者の義務」とい
うところで、横断歩道の場合におきま
しては、一時停止または除行して、そ
の通行または歩行を妨げないようにす
る、こういうふうに規定いたしました
が、さて、これの実行確保になります
と、結局、横断歩道に一人ずつ警察官
を立てるか、あるいは信号機をつける
か、さもなくば運転する人が確実に
この法律を守ってもらう、この三つ以
外にない。同時に、歩行者の方もそれ
に協力をする意味で、横断歩道を渡る
ときには、なるべく早く渡り切っても
らう、こういう四つの考え方で進む以
外にならう、こういうふうに私は考
えます。

○西郷吉之助君 今の、目の見えない
人の白いつえですね。これは、さっき
の質問にもあったと思いますけれど
も、白いつえをついていない目の見え
ない人もあるので、また、経済的な事
情でそれを持ってない人もあるので、そ
ういう人に対しては、交通安全協会か
ら何かそれを寄付するとか、そういう

方法はあるのですか。そういうことは
全然ないのですか。

○説明員(内海倫君) いわゆる目の見
えない人に対しては、厚生省がい
わゆる白いつえというものを無償給付
をすることに建前はなっております。
私も実情を調べましたところ、予算
的な制約がありまして、全部の目の見
えない人には渡っていないわけござ
います。従って、自分で買っている人
も相当ございます。今、私どもの安全
協会の方も、確かにそういう運動を起
こさなければいけません、たしか青
年商工会議所でありましたかが提唱い
たしまして、白いつえの寄付運動を起
こしているわけでありました。そういう
運動を起こしていただきたいという持
ちかけをしたことは、一応私どもの方
でしたのでございますが、そういうこ
とで、極力社会的事業として行なわれ
ることを私どもあわせて期待しており
ます。

○西郷吉之助君 今の問題ですね。こ
れは、警察庁長官に希望意見として申
し上げるのですが、まあ苦心をしてお
られるだろうけれども、だんだん交通
法規も厳密になってくるし、交通もひ
んぱんになるのだから、交通安全協会
が適当かどうか、実情がよくわかりま
せんけれども、やはり交通の日という
ようなものを設けて交通の安全をはか
るのだから、特に目の見えない人なん
かに対しては、そういうことを積極的
に推進することは、大いに社会のため
に必要なんだから、長官なんかにおい
てそういう協力を求めて、少なくとも
そういう人には行き渡るように大都市
くらいはすることが、現下の交通情勢
から必要だと思ふので、そういうこと

については、もっと積極的にやったら
どうですか。何か意見があれば、長官
にお伺いしたい。

○政府委員(柏村信雄君) お話のよう
に、そういう面につきまして極力努力
して参りたいと思ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) ちょっと速
記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始め
て。

暫次休憩いたします。

午後三時三十分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

三月十五日日本委員会に左の案件を付託
された。

一、奄美群島復興特別措置法の一部
を改正する法律案(予備審査のため
の付託は二月十一日)

昭和三十五年三月二十四日印刷

昭和三十五年三月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局